

第七十二回国会
衆議院
内閣委員会
議録第六号

昭和四十九年二月二十一日(木曜日)

午前十時三十分 開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事 加藤 陽三君

理事 中山 正暉君

理事 服部 安司君

理事 大出 俊君

理事 大石 千八君

理事 三塚 博君

理事 吉田 法晴君

理事 鬼木 勝利君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 小坂徳三郎君

(總理府總務長官)

出席政府委員

人事院總裁 佐藤 達夫君

人事院事務總局 給与局長 沢木 広君

内閣總理大臣官 房總務審議官 佐々 成美君

總理府人事局長 皆川 迪夫君

宮内庁次長 瓜生 順良君

皇室經濟主管 野本 松彦君

運輸政務次官 増岡 博之君

運輸大臣官房長 内村 信行君

運輸省航空局長 寺井 久美君

運輸省航空局長 中曾 敬君

運輸省航空局長 道正 邦彦君

自治大臣官房審 森岡 敬君

議員

委員外の出席者

經濟企画庁物価 加藤 和夫君

局物価調査課長

外務省アジア局 中江 要介君

大蔵省主計局給 西垣 昭君

大蔵省主計局主 廣江 運弘君

計官 村上 正秀君

運輸省船員局教 四柳 修君

育課長 本田 敬信君

自治大臣官房地 内閣委員会調査 室長

委員の異動

二月二十日

大石 千八君

地崎宇三郎君

小泉純一郎君

山下 元利君

補欠選任

地崎宇三郎君

大石 千八君

補欠選任

山下 元利君

小泉純一郎君

山下 元利君

大石 千八君

補欠選任

地崎宇三郎君

大石 千八君

補欠選任

山下 元利君

小泉純一郎君

山下 元利君

大石 千八君

補欠選任

地崎宇三郎君

大石 千八君

補欠選任

山下 元利君

小泉純一郎君

山下 元利君

大石 千八君

補欠選任

の改正に関する意見の申し出があり、同日、議長より当委員会に参考送付されましたので、御報告をいたしておきます。

○徳安委員長 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

大出俊君。

○大出委員 天皇訪米問題をめぐりまして、明日、宇佐美長官に御出席をいただいで承ろうという予定になっておるわけですが、質問時間がたいへん短い時間でございまして、関連をする幾つかの問題を、前もって瓜生さんに承っておきたいと思ひます。

昨日の外務委員会の外務大臣の答弁によりまして、新聞で見ると、この質問者が、天皇御訪米は、時期だけではない、御訪米自体が白紙といふことかという質問をしたわけですが、これに対して外務大臣は、そのとおりである、こういう答弁をしております。

時期だけではなく、御訪米自体が白紙であるといふことか、これに対してそのとおりである、といふことになると、訪米そのものが白紙、白紙といふことは、何もないといふことですから、何もきまっていない、こういうことになる。

ところで、このあとで、宇佐美長官の答弁は、昨年の首相訪米に先立ち、政府から打診があり、いつかは天皇も御訪米されることは了解済みだったとお答えになっております。

ところで、瓜生さんが新聞記者の訪問を受けて、お話になっている中身がございまして。昨年、この委員会でも、訪米問題がいろいろ問題になりました。私も何回か、外務大臣を中心にこの質問をしたことがございまして、そこでは、まあ見

合わせることにした。ところが、瓜生さんのことで話しておられることが、ほんとうならば、宮内庁は、中止とは言っていないのです、こう述べられておる。つまり白紙ではないということですね。あなたのお話では、見合わせるということとは中止ではない、こういうことです。

そこで、承っておきたいのですが、一体、天皇の訪米というのは、宮内庁としては、ほんとうのところ、どう考えておられるのか、はっきりしていただきたい。

○瓜生政府委員 宮内庁といたしましては、昨年の夏、田中総理とニクソン大統領が会われて、そのあと共同声明が出ておりますが、それによりまして、アメリカ大統領側から天皇、皇后両陛下をアメリカに招待したいといふことを再確認し、それは近い将来、双方の都合のいい時期に來ていたいただきたいといふことを表明されて、それに対して田中總理大臣は、謝意を表しておられる。はつきりした約束ではありませんが、謝意を表しておられるわけでありまして、そういうようなことを運ばれることにつきましては、事前に宮内庁のほうとも、意見を確かめてございましておるわけでありまして、その点の意見のそこはございせん。

なお、いま、ある新聞に中止ではないと言った私のことばが載っておりますが、それは先方が、何か去年の春、いかにも去年の秋に兩陛下がアメリカにおいでになるようなことが新聞にも載ったことがございまして、その際に、一部の人が、何かきまったことを、宮内庁がキャンセルしたというような表現があったりしたことがあるものですから、それは違ひで、何もきまったことをキャンセルしたのではない、その当時から、キャンセルしたのではない、つまり、それは中止したわけではない、一ぺんきまめたのをやめるのは、中止したということになるので、その当

○徳安委員長 これより議事を開きます。

昨二十日、人事院より国会に、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法等

は本委員会に参考送付された。

国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法等の改正に関する意見

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

委員外の出席者

經濟企画庁物価

局物価調査課長

加藤 和夫君

委員外の出席者

經濟企画庁物価

局物価調査課長

加藤 和夫君

委員外の出席者

經濟企画庁物価

局物価調査課長

加藤 和夫君

委員外の出席者

經濟企画庁物価

局物価調査課長

加藤 和夫君

委員外の出席者

經濟企画庁物価

局物価調査課長

加藤 和夫君

委員外の出席者

經濟企画庁物価

局物価調査課長

加藤 和夫君

委員外の出席者

經濟企画庁物価

局物価調査課長

加藤 和夫君

委員外の出席者

經濟企画庁物価

局物価調査課長

加藤 和夫君

委員外の出席者

經濟企画庁物価

局物価調査課長

加藤 和夫君

時、何もきまっていけないことを申し上げたわけでございます。そういうことでございますが、それでわかりただけでしょうか。

○大出委員 はつきりしないのですが、訪米は白紙だという解釈を、外務大臣みずからとっておられる。きのうの答弁は、時期も含めて白紙、こういうことになっているわけですね。天皇御訪米は、時期だけでなく、訪米自体、つまり、アメリカに行くということ自体白紙である、白紙ということ、将来に向かって、行くか行かないかわからないということです。

もう一べん言いますよ。天皇御訪米は、時期だけでなく、御訪米自体が白紙ということかとお聞きしているわけですね。これに対して、全くそのとおりだと答えておる。そのあとで、宇佐美長官のほうで、これと違った発言をちょっとされておるんですね。昨年の首相訪米に先立って、政府から打診があつて、いつかは天皇も訪米される、このことは了解済みだったというのですから、了解済みだった、いまは了解済みでない、変わったということか、それはわかりません。わかりませんが、私が承りたい中心は、宮内庁として、天皇御訪米の時期は別として、これは、もう天皇の側も御了解になっておられる、アメリカもそう了解している、アメリカに行くのだということ、つまり、訪米そのものははっきりしている。ただ、時期については、いろいろな検討が必要だという、そういう立場なのか。それとも外務大臣が言っておるように、将来を含めて行くか行かぬか、これも全くきまっていない、つまり、白紙ということなのか、どっちなんだと聞いておるのです。

○瓜生政府委員 その点は、私は、近い将来、双方の都合のいい時期においでになろうということでは了解済みでありますから、その点は、われわれもそういうふうに考えております。

ただ、これは想像ですが、外務大臣が言われたのは、近い将来、双方都合のいい時期というようなの、それがどうなるか、話がかたければ、全然実現しない場合もありますから、必ず実現す

るということにも言えないものだから、そういうことをおっしゃったのではないかと想像いたします。

○大出委員 簡単に聞きますが、共同声明に、天皇の訪米問題を並べるなどということ自体が、象徴天皇という新憲法下の新しいあり方からいって、感心したことではないと思うのです。つまり、共同声明というものは、二つの国の政治的な所産です。国際的に政治的な分野でものを判断して合意した、そのことを載せている、これは政治的な所産です。

この共同声明に、政治的な行為については、これは厳密にお読みいただかなければならぬ。天皇の訪米というものの受けとられる範囲というものは、非常に広いわけですから、いろいろな意見が出てくるわけですね。国内にも御存じのとおりたくさん意見がある。そういうものを、政治的な所産の共同声明にうたうということ自身が、いささか私には不穏当である、まずこう考える、この点は、一体どうお考えかという点が一つ。

もう一つ。私は、かつて宇佐美さんでしたか、瓜生さんでしたか忘れましたが、政治的な天皇の利用というように行なわれてはならない、この点をよくとらえたことがございますが、宮内庁側の答弁にいく、天皇の御意思がございまして、新憲法下のお立場というものもある、したがって、決して政治的に利用されるなどということはない、得ないし、あつてはならない、こういう意味の答弁をなさっている。天皇の御意思がある……。

ところで、天皇は、いままでに、訪米という問題について、みずから御発言なさったことがございますか。この点をとりあえずお答えいただきたい。

○瓜生政府委員 最初の、共同声明の中に、そういうような儀礼訪問ということまでうたわれるのはどうかという批判は、確かにあると思います。われわれも、そういう気持ちがあつたわけでありまして、しかし、その儀礼的という点が、はつきりしておるならばということで、それに

載つたのだと思います。

第二の点で、陛下が訪米について何かおっしゃったか、これは、よく新聞記者とお会いになる場合がございまして、そのお会いになったときも、そういうことに触れておられますから、陛下が、そういう席で、将来、適当な時期があれば、事情が許せば、アメリカへも旅行をしたいと思つておられるというようなことをおっしゃったことはございまして。

○大出委員 これは、正確に受け取つてよろしくございまして。いまの二番目のほうから申し上げますと、一昨年の秋に、栃木県的那須の御用邸で、陛下がいまお話しのように記者会見をなさつた。このときに、訪米は以前からの約束です、したがって、ヨーロッパへ行つた以上は、アメリカとの親善のために約束を果たさなければと思つておられるという御趣旨の御発言をなさつておられる。これは、いまのお話からすれば、事実のようでございますが、そう陛下の御意思を受け取つてよろしくございまして。

それから、前段にお話しになりました共同声明というものは、政治的な行為の所産である、私は、こう申しました。だから、天皇の今日のお立場からいって、この中に儀礼的な訪問というように公的の行為だという点については、憲法解釈上いろいろ意見がある、公的の行為論というものは、少数意見ですけれども、そういう非常にむずかしい問題があるわけでありまして、そういう立場で、共同声明というふうなものに、天皇の訪米の時期などが、いろいろ取りざたされるというふうなことは好ましくない、私は、こういう意見を持っております。

あなたも、いま、あまり感心をしたことではないという意味のことをおっしゃいましたが、これと関連をして、宇佐美さんが、外相の錯覚発言をめぐりまして、外務省にまかしておけない、こういう発言を新聞紙上になさつておる。まかしておけないということは、そうなれば、いままでまか

していたことになる。まかしたことになる、それは政治的なやりとりが相手国との間でなされる、そういう結果になる。これは当然であります。だから、共同声明に載つたのです。だから、そのことに私は触れている。

そこで、まかしておけないのだとすれば、一体、宮内庁はどうするつもりですか。とりあえず、瓜生さんから承つておきたいわけですね。

○瓜生政府委員 読売新聞の記事に載つていたことをおっしゃっていると思いますが、あの記事について、私も、その席に立ち会つておりませんでしたが、こんな記事が載つておるのだが、どういうことなんでしょうかというので、実は、宇佐美長官に聞きまして、自分は、そういうことは言っていない、非常に困つたことだ、相手の記者の人がそういうふういふに言つて、記者の人がしやべられたのを、いかにも自分がしやべつたようにカッコして書かれちゃつたので、ちょっと困つた、そういうことを言つておられました。その点は、御了承願ひしたいと思います。

なお、外務省との関係でいいますと、天皇陛下が外国御旅行の場合に、相手国と相談をしたり、そういうふうなことは、やはり外務省のルートを通じてやらなければならぬわけでありまして、そういうつもりで現在もおります。

○大出委員 一昨年の秋、栃木県的那須の御用邸で、陛下の記者会見がございました。この陛下のお述べになったことは、正しいと受け取つてよろしくございまして。

○瓜生政府委員 その当時、そういうことをおっしゃつたようであります。しかし、五十年前、アメリカの人の話をされたというの、どちらかというと、ユーモア的な意味でおっしゃつたと私はとります。しかし、陛下は、都合のいい時期で、適当な時があれば、アメリカへ行くことを考えているというお気持ちをお示されたことは、事実だと思ひます。

○大出委員 そこが、はつきりしておればいいわけでありまして。

そこで、もう一つ承りたいのですけれども、アメリカという国は、いま、いろんな問題が起こっているわけでありまして、大統領の暗殺から始まりまして、たいへん暗い世相の反面には、治安問題もございまして、さらにウォーターゲート事件を通じて、やれテロの欠落の原因は一体何だというふうな騒ぎが、いまだに続いている、まさに花盛りであります。そういう時期でございまして、これは国内の国民一般からすれば、統合の象徴でございまして、いろんな意見が出てくるわけでありまして、

そこで、双方の都合のいいときに訪問するということ、この都合の中には、何と何が含まれておりますか。

○瓜生政府委員 それは、いろいろのことを含んでおると思いますが。陛下が御都合がいいというだけであって、その当時の国内諸般の情勢というものも含んで、双方の都合のいい時期というふうに私たちは考えております。

○大出委員 そうすると、いま私が申し上げた治安問題であるとか、大統領が暗殺された云々から始まって、いろいろなことが起こっているわけですが、治安問題であるとか、あるいはウォーターゲート事件でたいへんな国内問題をかかえておるわけですか。

これは、双方の都合という中に、その国のそのおの事情があるというふうなお話もございまして、天皇がアメリカを訪問をする御意思をお持ちである、その点は確認をされましたが、また、共同声明に、双方の都合のいいとき、こういうふうになっておることも、そのとおりでございまして、その中に、いまの二点、私が取り上げました問題が含まれているとすると、御訪米の意思のある天皇あるいは宮内庁の側にとって、この種の問題は、たいへんに都合のいいとき、こういっておるわけでありまして、本来なら、都合の悪いときに当たると判断をしなければならぬ筋合いのものだと私は思う。たいへんに都合の悪い時期である。どうも国内でやたらたか切っている。びっ

このアヒルじゃありませんが、たたか切っているニクソン大統領がいる。本来ならば、天皇が御訪米にあたっては、たいへんに都合の悪い時期であるはずだと思ふ。それに当たらないではないかと。

この辺のところは、慎重をお願いしたいのであります。慎重な瓜生さんでございまして、この辺の事情は、つまり、都合のいいときという意味での事情は、都合の悪い時期である、こういうふうに考えますが、どう御判断でございましょうか。

○瓜生政府委員 双方の都合のいい時期の判断については、慎重に諸般の情勢を考えて判断して進むというふうな思っております。

○大出委員 宇佐美さんが言ったか言わないかわかりませんが、困ったと言った、まかせておけぬと考えておる、困った、こういう話でしたね。それこそ、宮内庁なり天皇の御意思というものを中心にして、おたくの側から判断しなければいけません。慎重にと言ふのだから、まさに外務省にまかせておけない、天皇の御意思もある、都合のいいときというところが書いてある、都合のいいの悪いのかという情勢分析は、おたくのほうでしなければいけない。こういう時期に、政治の分野で、外務省ベースで——外務省ベースというのは、政治の分野です。錯覚かどうか知らぬけれども、あるいはキンシンジャー氏に言われたかどうか知らぬけれども、あわててあとから取り消しても間に合ふような発言をする。それは、まかせておいてはいかぬ。

だから、そういう点は、はっきり、都合が悪いなら悪いということを、好ましい時期でないならないというところを、明確にする必要があるのだと私は考えますが、いかがですか。

○瓜生政府委員 現在は、まだ具体的に、いつおいでになるのかというふうな相談に入っていないわけでありまして、したがって、いまここで、すぐどうこうとこちらから積極的に意思表明をするのもどうかと思われましますものですから、慎重な態度

でいくというのを申し上げておきます。

○大出委員 時間がないから簡単に言いますが、瓜生さん、新聞記者にお会いになったときに、この問題を聞かれていますね。あなたのお答えは、政治的に利用されるようなことは、何としても避けなければならぬということをおっしゃっていただきたいと思います。そうして昨年の共同声明の中にも、双方の都合のよいときに訪問をするという一項があります。これは、陛下や大統領のお互いの都合のほかに、国内の政治情勢といった都合も、当然含まれるものと宮内庁は解釈しています。こうあなたはお答えになっている。いま、私に言ったことを、一歩前に出て言っておられる。いま私に答弁されたほうが、いささか控え目だ。

だから、その考え方は、国内の政治情勢といった都合も、当然含まれるものと宮内庁は解釈しています。その意味では、ウォーターゲート事件の模様次第でしようね、というのが、あなたの答弁になっている。模様次第でしようね、というのは、どうも、いまのように花盛りじゃあないが悪い、これが落ちついて、何とか鎮静するといふふうにならば、これは、また模様次第だ、つまり、いまの状態ではぐあいが悪い、だから、模様次第でしようねと、あなたはおっしゃった、こういうことですが、これは瓜生さんの本心でございましょうね。

○瓜生政府委員 そのインタビューを受けた際、私のことはのとおりでございませぬけれども、はつきり言ったら、そういうものですが、そういうふうな気持ちには、そこにあらわれていると思ひます。

○大出委員 大体わかりました。どうも、これは国内の政治情勢といった都合も、当然含まれるものと宮内庁は解釈している、これはお気持ちの上ではつきりしているようであります。その意味で、ウォーターゲート事件の模様次第だ、どうも、あまりニクソン大統領のぐあいが悪いところへ、詰まっていこうというところでは、これは都合が悪い、だから、その辺がどうなるかということを慎重に判断しなければならぬ、こういう趣旨だと思ひま

す。お気持ちを承りたいのですが、そういうことでございませぬ。よろしくございませぬ。

○瓜生政府委員 はい。

○大出委員 いいようにございませぬから、あとは、ひとつ宇佐美さん御本人に承ることにいたします。

そこで、今回の皇室経済法でございまして、二、三点だけ、簡単に触れさせていただきます。

一億三千四百万の内廷費、以下こうずっとございまして、同僚各位の方々が御質問なさいましたから、多く触れませんが、承っておきたい点は、内廷職員の方でございまして、掌典七人、内掌典四人、生物学研究所職員四人、その他の職員が十人、これが内廷職員でございませぬ。こういう数字であらうと思ひますが、もし間違いがあれば、御指摘いただきたいと思ひます。この内廷職員、計二十五名でございませぬ。それから、各宮家の職員がおいでになります。常陸宮さんが五人、秩父宮さんが六人、高松宮さんが十四人、三笠宮さんが六人、計三十一人おいでになるだろうと思ひます。

そこで、時間がありませんから、私のほうから申し上げますが、今回の、これは二年間ほっておいたというふうなところになっておりますから、この二年間の公務員の賃金のアップ率、これを四十七年分一〇・六八、四十八年分一五・三九、これを計算をいたしますと、一一〇・六八かける一一五・三九という数字になりますから、これが二二七・七一、こういうことで二年間のプランクを埋めるといふ計算をされて、ここに、物件費の面で七千三百万とございまして、物件費の面で二千九百万かける一二七・七一、こういうふうな計算をなさっているわけでありまして、そして、いまの物件費と人件費を足しまして、この両方の十分の一、これを予備費という形で見ておられる、計算の基礎は、おおむねこういうことですね。

その辺に間違いがないのだからというふうに思ひまして、その上で承りますが、二年間ベースアッ

プをしていないのだから、それはあるいは一〇%の予備費でまかなったということになるのかも知れませんが、はたしてまかなない得る範囲の公務員の賃金引き上げだということになるのかどうか。予備費というのは、ほかにもお使いになるのじゃないかと思うのですが、そこを一つ承っておきたい。

もう一つ、昨年末に〇・三の繰り上げ支給というのをごいしましたが、こういうものは、一体、予備費の範囲でまかなっておられる筋合いであるのかどうか。だとすれば、この一〇%は、一体どう使われたのか、そこらところを、簡単に御説明いただきたい。

○瓜生政府委員 この二年間、内廷職員の給与に關しましては、やはり国家公務員のベースアップのありました節には、それに見合うようにずっとベースアップをいたしております。

なお、お尋ねの、昨年末の、年度末手当の繰り上げ支給の〇・三、これも、そういう格づけをしておる常勤的な職員につきましては、国家公務員と同じように出しております。その場合の財源の關係は、いま、おっしゃいましたように十分の一の予備費がある、そういうものも使い、なお、足りない場合には、前からある程度預金しておられるところから引き出して使っておられるわけでありまして、大体は、この予備費の範囲でありますから、合せてみて、それでは足りないという年もあります。そういう点は、それ以上に、預金された分を引き出しておられるというの、少しは加わっております。

○大出委員 英国の王室の経費が高い少ないといつて、いろいろ議論があるところでありまして、日本の皇室と、内容をいろいろこまかく積算をいたしませんと、高い安いが言えないわけでありまして、金額的に見れば、英国のほうが安い、日本の皇室のほうが高い、そういう予算の支出であります。

が、つまり、どの程度の余裕ということになっておるのかという点が知りたいから、申し上げるのですが、足りないければ預金と、こうおっしゃるのですが、そんなに預金がたくさんございますか。幾らぐらいありますか。

○瓜生政府委員 そうたくさんあるわけではありませんが、いづれか申し上げましたように、終戦後、皇室財産は、すべて国有とするというふうなことになることも、不時の支出に充てるために、千五百万円の預金というものは認められた。預金といいますが、有価証券になったものもございすけれども、それが減ったりふえたりしました。それのなくなったものが、そうたくさんじゃありませんが、不時の場合の備えとしてあるわけでございます。

○大出委員 実は、大蔵省にいろいろ聞きまして、天皇家のことでございすから、ここから先は申し上げられませんが、いろいろなことを言っておりますけれども、それでもいふ調ではございすますが、時間の關係がございすから割愛をいたします。

そこで、そうすると、〇・三%の繰り上げなどという措置が行なわれた場合に、即応して同じようなことをおやりになった、こう解釈できるわけでありまして、昨年末に、公務員の皆さんに、年度末手当〇・三%を、十二月に繰り上げて支給をすることになった。人事院がいいときにお出しになりました。そうすると、それに準ずる限りは、ならったようなことをなさらねばならぬ筋合いであります。そうでなければお気の毒だ。

瓜生さん、昔、私に、皇室に働いている方々は、奉仕の精神が非常に強いので、もう一銭も要らないからという方がたくさんあるのだなというふうなことをおっしゃった。議事録ございすよ。私が出てきたばかりですから、もうかれこれ十年ぐらいいなくなりますかね。あなたは、ずいぶん長くやっておられるから、お忘れになったかと思いますが、それではないので、やはり労働の対価である限りは、きちっとしていただかなければならぬ、財源は国費でございすから。したがって、そのところをはっきりしていただきたいのです。〇・三%はどうするのですか。

○瓜生政府委員 〇・三%は、一般公務員と同じように、やはり支給をされておるわけでありまして、〇・三%は、どうも、〇・三%の穴埋めをするというものでない限りは、この三月、年度末になりまして、準じて出す際に、〇・五カ月分というものが〇・二になる、〇・三がすっぱり切られる、三月十五日にもならない、同じ運命にあるわけですよ、この方々は。これは隣におられる總裁の胸につにかかっておるわけです。いかがですか。

○瓜生政府委員 一般の公務員と同じようにやるつもりでございます。

○大出委員 じゃ、隣の總裁に、何とかしてくださいと、瓜生さんおっしゃらなければいかぬわけですね。そうでなければ払えないということになる。宮内庁の職員の皆さんに共通するこの〇・三カ月につきまして、お隣に總裁がおいでになりますから、承りたいのですが、その前に、道正さんお見えになっておりますので、一つ承っておきたいのであります。

公務員団体の方が、人事院にお伺いをして、給与局長さん等にいろいろ陳情あるいは質問をされている中で、私がちょっと目にいたしましたものがございす。この中で何と言っているかといひますと、これは二月六日でございすけれども、公労委が調停案を出しになりましたが、別記というところに「応急措置」と、こう書いてある。公労委が一体どういう意味で「応急措置」と書いたのかわからぬというところを、お隣においでになる茨木人事院給与局長がお答えになっておるようでありまして、私が直接聞いたのじゃないですか。

この際、公労委の事務局にきかれて近い立場においでになる労政局長の道正さんから、この「応急措置」というのは、一体どういう意味かということ、ちょっと説明をしていただきたい。いかがでございますか。

○道正政府委員 昨年の十二月三日に、公労委に調停申請があった件につきまして、調停案が出されておるわけでございます。

要点だけ申し上げますと、民間における今年年末一時金の支給の状況にかんがみ、年末一時金の支給に当たっては、応急措置として、年度末手当〇・三ヶ月分を年内に繰り上げて支給すること。」というのでございすので、民間における今年年末一時金の支給の状況から見ても、応急的に措置する必要があるという判断をされたものというふうに理解しているわけでございます。

○大出委員 そうしますと、これは、重ねて道正さんに承りたいのですが、民間の年末手当の支給状況にかんがみというのは、民間が少ししか出していないければ、少しのほうにかんがみなんですから、民間が多いから多いことにかんがみと、こうなるわけでしょうね。これが一つです。

民間の支給状況が、例年に比べてたいへん多いという状況にかんがみ、年末一時金の支給にあたっては、応急措置として年度末手当〇・三カ月分を年内に繰り上げて支給すること、こうなっておりますね。民間が出した数字を、全部ここに持っておりますが、確かにたいへん多い。たいへん多いから、その多い民間の支給状況にかんがみ、年末一時金の支給にあたっては、応急措置として年度末手当〇・三カ月分を年内に繰り上げて支給すること、こうなっております。まず、多い、これはお認めになる。労働省の数字が出ていますから、これをお認めいただきたいのです。その上で、多い、だから、〇・三を応急措置として積み上げた、こうなる。

そこで、この応急措置というのは、まさに応急の措置、一番手軽な、一番やりやすい方法をとったということなんです。そうすると、応急手当のあとには、ほんとうの手当てをしなればならぬ。それでないと死んでしまふからね、人間というものは。死なないうように、とっさに応急手当をしておく、あとから本格的な手当をする、これは、あたりまえのことでありまして。

これは、応急措置だということになると、とりあえずの措置なんだから、あとの措置が残っていると解釈をしなければならぬ、その点はいかがでありますか。

○道正政府委員 大出先生、御承知のとおり、三公社五現業の職員の給与につきましては、毎月支払われる給与につきましては、春の賃金改定期に、公労委の仲裁等を通じてきましていくわけでございますが、ボーナス類につきましては、いわゆる一時金につきましては、人事院の勧告によって措置をする。ただ、一般の公務員と違ひまして、団交のメーターになっております。それで、団体交渉で定めるわけでございますが、そのきめるにあたって、応急措置として、年度末の手当から一部年末に繰り上げたかどうか、そういう趣旨でございます。

本来ならば、大きく変動しなければ、一年おくれでも、これはそう問題がないだらうけれども、民間における支給の状況にかんがみて、応急措置をとったかどうか、こういう趣旨でききましたものというふうに理解するわけでございます。

○大出委員 ならば、あとの措置が要ることになる。そのあとの措置に就いてはお話しになりましたから、再度質問をいたします。

私も、公労協の出身の一人でございまして、長年やってまいりました。そのときの代表幹事でございまして、知り過ぎて一人ではございませうけれども、念のため、ここで承りたいのですが、いまのお話の中に、団体交渉できまる筋合いのものなだけけれども、一時金については、これは、どうも人事院のほうにならうという趣旨の話がありました。これは不文律として、期末手当をふやすことは、人事院の算定をしてお出しになるその線に右へならえをされていく、またもう一つは、仲裁事案等という形の中で、期末手当については、人事院のお出しになる方向にならうとやっていますんだということになっている、そこらの経緯があるはずであります。

ここところを、つまり今日、四・八カ月分と

いうのが、公務員の年間の一時金であります。その四・八カ月分は〇・三カ月分を足すことになる、これは五・一カ月になる。だから、ずばり申し上げますれば、四・八カ月分の一時金を五・一カ月分にするのは、人事院の権限であって、公労委は、これに本来右へならえをされている、それが不文律であり、あるいは仲裁事案という形の中でそういうことになっている、そこらの経緯を、ちょっとお話ししたいのであります。

○道正政府委員 経緯は、たゞいま御質問の中で、大出先生おっしゃったとおりでございます。そういう経緯で、そういうふうになっているわけでございします。

繰り返しになりますので、恐縮でございますけれども、調停案が出され、両当事者が、それを受諾したわけでございします。政府としても、今回の措置は、応急措置としてやることは、けつこうである、しかし、年度末手当の繰り上げ支給ということまで応急措置が含んでいゝ——年度末になつたら、その穴埋めをするというところまで含めて了承しているわけじゃないわけでございます。

○大出委員 一つよけいなものが最後につきまして、前に言ひ間違えたところでやめておけば、それでおしまいなんですけれども、どうも語るに落ちるで、玉虫色の本心が出た感じがするのでございけれども、それを、もうちょっと言っていただけば、いまのところは、片づいてしまふんですが、あとに一つよけいなもの、一言多いですよ、道正さん。前でやめておけばいい。そうすれば、瓜生さんも、帰って、だいたいようぶだから心配するな、こう言えるわけでありませう。

道正さん、いまの経緯については、私も、ことばの中で触れましたが、団体交渉権がありますから、その限りは、それに制約はできません。できませんから、四・八を五・一にしうとして団交できめることだつて、論理的には可能なんです。だがしかし、不文律として、あるいは仲裁事案の過程において、人事院との相談も当時はあつた、

そうして、この点は、人事院のほうにということになっているわけでありませうから、そうだとすると、ますますもって昨年末の応急措置は、じや〇・三ふやしまして言うことは、できない立場に実は公労委の側はあつた、経緯からいまして。

そうすると、繰り上げて応急措置をやる以外にとるべき手段がない。ないから繰り上げた。その繰り上げにあつた、人事院の側も、国家公務員が置いてけぼりを食つちかなわぬということ、大蔵省にも官房にも、きょうは小坂さんお見えになっていまして、総務長官にも、人事院は一つ一つの意思表示をなさっている。つまり、結果的にその措置に同調された。だとすると、そこらあたりから先は、さっき私は、瓜生さんの隣の総裁の胸一つだと申し上げたんだが、ますますもつて、これは、佐藤人事院総裁の胸一つにならざるを得ない。これが私は経過だと思ふ。

だから、応急措置というのは、あくまで応急措置である。だが、そこから先〇・三足して四・八を五・一にするについては、そこらの約束が当時できない事情にあつた。なぜならば、それは人事院と不文律あるいは仲裁、調停事案の過程におけるいろいろな問題がございまして、人事院の線に合せていこうということになつておるわけでありませうから、それを踏み越せない。だから、繰り上げにあつたのは人事院とも連絡をおとりになつてゐる。そこで、人事院のほうも意見書をお出しになつた限りは、そこらの応急手当のあとのほんとうの手当は、人事院総裁がおやりにならなければならぬ筋合いになる。これが、私は、過去を振り返つた経過の上に立つての正しい結論だと思ふのですが、人事院総裁、いかがでしょう。

○佐藤(道正)政府委員 昨年末、出した意見の申し入れにつきまして、たいへん味もそつけない表現だとしかられましたが、これは、ことば数が少なく、よかつたなといまつづく思つてゐるわけだ。必要最小限のところをずばり提案してよかつた……また、その節、御審議の際に

申し上げておきましたとおり、これは、これ自体で完結することでございます。この次の問題は、次の例年のとおりの給与勧告の問題になりますというところも、はつきり申し上げておる次第でございます。ただいまのところは、もちろんそういう気持ちを持ち続けております。

しかし、いつも申し上げますけれども、わが事なれりということだけで、周辺の事情にわれわれは目をふさぎ、耳をふさいでいるわけじゃないんで、これは、現下の物価の上がり、下がりと共に申し上げますが、上がり、下がり等についても、常に注視をしております。それからなお、現に、たいへん各方面、職員団体の皆さんが、熱心に入ればかり立ちかわりまいらっしゃりつづつあるところでございますので、それらの御意見も承りつづつおるというのが現状でございます。

○大出委員 そこで、経済企画庁の方に承りたいのですけれども、消費者物価の上昇は、全国、東京に分けてとつておられます。昨年の三月から一月まで、あるいは速報で出ておると思うのでありますが、どのくらい物価が上昇したのか、それをひとつ聞いて、それから道正さんにもう一つだけ質問して、お忙しいようでございますから、労働省の皆さんに対する質問は、そこで締めくくつておきたいと思ふのですが、そこで、とりあえず昨年一年間、どのくらい消費者物価が上がつてゐるかというところをお話しいただいて、本年のわかつてゐるところまでちょっと数字を述べたいだきたいと思ひます。

○加藤説明員 消費者物価は、四十八年の一月には、前年に比べて八・四%上昇しておりましたが、十二月全国では一九・一%上昇でございます。この間、差し引きの計算は、概略荒っぽく申しますと、一〇・五%の差が生じております。なお、四十九年一月東京速報では、前年に比べて二〇・四%上昇しております。

○大出委員 それだけではわからぬと思ひますから、私は、念のために申し上げますが、四十八年の三月、いま一月が出ましたが、つまり、去年の

三月が消費者物価全国で八・四、四月で九・四、五月が一〇・九、六月が一・一、七月が一・九、八月が一・〇、九月が一四・六、十月が一四・二、十一月が一五・九、十二月が一九・一で、一月が一〇・四、こういうことですね。それでしよう。

○加藤説明員 先生おっしゃったとおりでございます。

○大出委員 いま一〇・五とおっしゃいましたが、私がおたくに確かめた限りは、全国で年間平均をいまして、一一・七という数字を私に伝えてくれました。全国で一・七、東京で一・八、実はこういうことでございます。応急措置をおとりになったのは、道正さん、昨年の年末であります。一九・一%の物価上昇のさなかでございます。

ところが、一月になって二〇・四という東京の速報がすでに出ていた。卸売り物価の上昇傾向が、いらしたとして、これも企画庁にちょっと一言解れておいていただきたいのですが、大体、卸売り物価のほうは、一体昨年どういふふうに動いたかという点を、先ほどのようなことでもけっこうでございますから、ちょっと触れてください。

○加藤説明員 卸売り物価につきましては、三月は前年比で一一・〇でございます。十二月は昨年比で二九・〇%上がっております。なお、一月は七・六、二月は九・二、こういうふうな年間ずつと上昇傾向を続けております。

○大出委員 卸売り物価が三月が一、四月が一・四、五月が一・三、六月が一・三・六、七月が一五・七、八月が一七・四、九月が一八・七、十月が一〇・三、十一月が一・三、十二月が一・九。

で、この卸売り物価の上昇傾向というのは、いわゆるタイムラグを考えると、ずつと間違えうと、四、五月あたりに、集中的に消費者物価の上昇を加速するという形が考えられます。実は、こういう状況でございますから、国際的に調べてみても、こんなべらぼうに高い数字になっておる国

はない。これは、まさにたいへんな、狂乱以上の状況にある。

七三年の国際消費者物価の比較がここにございますけれども、一九六三年を一〇〇とした場合に、七三年の十月で日本は一八六・五、イギリスが一七五・五、フランスが一五九・八、アメリカが一四七・七、西ドイツが一四四・四。日本は十月ですが、ほかの国は昨年の九月です。

こういうべらぼうな物価の上昇、しかも四月という時点を考えた場合に、米があり、国鉄運賃があり、石油化学製品があり、ずつ間違えれば電力も、いま一五%削減しておりますが、これを回復させないのは、さすればさるだけ赤字がふえる、そういう状況にある。いつ上げるかになるかわからない。だから狂乱、これが多少下を向いたにしても、暴騰、異常がそこまで下向いただけでありまして、また狂騰する、こういう事情にある。

そこで、昨年末に応急措置をおとりになった。だとすると、応急措置のあとの処理は、いまの物価事情を考えれば、当然これはしなければならぬ。い、こう私は考えているのでありますが、三月の年度末手当というものが〇・二でいいとお考えでございますか。道正さん、いかがでございますか。

○道正政府委員 年末に調停案が出された背景は、物価が高騰している、インフレ手当をもらいたい、こういうことから始まっているわけでございます。いま支給されているのは少ない、インフレ手当という形ではなくて、年末一時金の形で処理されているという現実があったわけでございます。その労使の話し合いの過程で、物価問題が争点になったことは、いぬない事実と思いますが、直接、物価が上がっているから、どうこうということとで調停案が出されているわけではございません。

したがって、私ども物価問題について、労使、なかんずく労働組合側が非常に関心を持つ、これは当然であるというふうに思いますし、十分理解できるわけでございますけれども、物価が上がったから、年度末の手当をどうこうするということには、直接にはならないというふうに思います。○大出委員 直接にはならない、こうおっしゃった。十分理解できるともおっしゃった。十分理解できるが、直接的な手当でできない立場にあった、だから、応急措置をとった、こういうことになる。

だとすると、もう一べん念を押しますが、応急措置をとった、つまり年末に生活費とその他がかかるから応急措置をとった、かからなければならぬ必要はない、生活に苦しい方々が、公務員の中にたくさんおる、公務員の中にたくさんおる、だから、応急措置をとった。そうすると、それ以来、物価値上がりというものが鎮静し、なくなつてしまえば別ですけども、いまのような上がり方が続いている、加速をしようということになる、たださう少ないから、十二月に急急措置をとって、その方法が繰り上げという方法であった。繰り上げたんだから、通常の年度末手当よりなお少なくなつて〇・二、業績手当及び勤労手当、それでいいことには、これは少なくともならぬ。こちらあたりの出す、出さぬは別ですよ、先刻言ったとおり。しかし、一般論として考えて、年度末手当〇・二でいいということになるはずはない。そのところを、間接的に答えていただくぐらいのことはできるでしょう。いかがですか。

○道正政府委員 三公社五現業におきましては、手当額は団交マターでございます。したがって、まだ団交は行っていないようでございますけれども、そのうちに団交が開始される、その場合に、組合側が物価の高騰というものを一つの理由にされることについては、私どもとして十二分に理解できるといふ意味で、先ほど申し上げたわけでございます。

しかしながら、最初に大出先生御指摘のように、手当額につきましては、三公社五現業は、人事院勧告待ちという慣行であり、一部仲裁裁定も出ておるわけでございますので、私どももいたしましては、人事院がどういふふうにお出しになるのか、それによって措置がされるのが一番妥当じゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○大出委員 きょうお忙しいところ、道正さんたいへんどうもすみませんでした。ありがとうございます。

そこで、経済企画庁にもう一つ承りたいのですが、四十九年度の経済見通しの見直しをやり、珍しいことでありますけれども、多少の手直しをされている。

そこで、これから先の物価動向というものをどう判断なさるのか。四十八年度の経済運営とその見直し、一月六日におきめになった。閣議決定をしておりますが、五・五%ばかりの消費者物価上昇になってはいたはずであります。だがしかし、一一・七とかたいへんな数字になっている。四十九年度は、おたくは、そこにいろいろお書きになっているようにありますけれども、たいへんな消費者物価の上昇が招来されることになる。世の中の経済学者の大半がそう言っている。下村治さんのように数量経済学なんということをおっしゃる方以外は、ほかの方は、ほとんどそういう見通しであります。

だとすると、おたくも公務員の一人でございますが、一体どういふことに物価というのをはなそうであるか。たいへんに上がる、こう見ていると思うのですが、いかがでしょうか。

○加藤説明員 閣議決定されました物価の見直しにつきましては、消費者物価は、来年度、前年比で九・六%、それから卸売り物価指数は、前年比で四・六%上がると見ております。なお、年度間の上昇率は、それぞれ四・八%と五・二%と見ております。

○大出委員 四十八年度の経済見直しからいいますと、五・五%くらいに消費者物価はなっております。それが、いまのように一一・七だということになる。今度は見直しで九・六だ。九%こえる。これは銀行金利などと比べてみて、べらぼうに高いわけですが、そういう見直しをお立てに

なるとすると、ひとつ間違うと二〇%くらい上がりかねない私どもは考えている。そうすると、これは、実は、異常な状態だということになる。そこで、総裁に承りたいのですが、先ほど総裁は、繰り上げというのは、意見書で何も書かなくてよかったというようにおっしゃっているのですけれども、公労委は「応急措置」と書いている。人事院は全く無味乾燥というか、非人情というか、情け容赦もない。全くひどいものです。昭和四十八年度における期末手当の支給の特例措置についての意見の申出、そして「佐藤達夫」なんて書いて、「人事院は、昭和四十八年度に限り、昭和四十九年三月に支給する期末手当のうち〇・三月份を昭和四十八年十二月に繰り上げて支給することが適当であると認める」、こう書いてあります。ただ一つだけ「適当であると認める」と書いてあるところが、味もつけもない無味乾燥の中のたった一つの、錦上の花みたいなものです。ほんとに砂漠の中の一滴の雨みたいなものです。

そこで「適当であると認めるので」というのが、これは、総裁、どういう意味なんだとこの間聞いた。そうしたら、いや、年末手当の足しにしていただこうと思つてやったのです、まあ、こういうことでした。年末手当の足しにしていただこうと思つて繰り上げたというからには、年度末手当が年末手当の足しというのだから、年末手当を足す必要がない世の中の状態ならば、年末手当の足しにしていただこうと思つたなんということを総裁言う必要はない。ここで「適当であると認めるので」というのは、つまり、年末手当の足しである、年末手当がいまままでは、いささか公務員の諸君の生活が苦しいであらう、だから、〇・三を繰り上げた、それは適当と認めたのだ。つまり、足しにしてあげよう、こういう気持ちだった。年末手当は、物価上昇の中で足りない、だから、三月份から〇・三持つてきて足しにしてやった。その意味で、ここには「適当であると認める」、こう書いてある、こういうお話なんです。そうすると、三月が〇・二残つておる。これは、

片や業績手当、片や勤勉手当ですから、勤勉でない人にはくれない。それが人事院のなせるわざなんだ。勤勉手当なんというの、勤勉でなければくれない。

そうすると、年度末手当は、そういうことではないということになるかどうか。また足す必要はないのかどうか。年末手当の足しにしていただきから適当だといつておるのに、〇・三がなくなつてしまふ。勤勉手当というのは、格差がついて払われることになっておる。だから、もらえない人もある。にもかかわらず、人事院は、三月は、去年で終わらなうです、あとは知りませんと腕を組んでおりますか。そうはいかないでしょう。そのところは、いかがでしょう。

〇佐藤(達)政府委員 重大なことばづかいの点について、弁明を申し上げておきますが、年末手当の足しと言つた覚えはないのです。年越しの足しにと申し上げたのです。春まで待つよりも、いま年の額を控えてとまで申し上げたはずで、年越しの足しにということをおし上げたのです。

私は、いつも、じつくりと申し上げますと、ゆっくりと受け取られて、よほど発音が悪いと思ひますけれども、私の申し上げた趣旨は、そういう趣旨でございますから、したがって、先ほど来申し上げたとおりのことにこれになるわけでござい

ます。〇大出委員 前法制局長官なんということになりますと、私のような下々の世情に通じておる人間と違ひまして、年越しの足しにといへば、年越しには年末手当をもらふのだから、年末手当をもらつて年を越すその手当が少ないので困つておるから、インフレ手当をよこせ、だから、その年越しの足しにと、こういうことだと私は思つたのですが、年越しの足しにと言つたけれども、年末手当の足しにと言つた覚えはない。だけれども、年末にももらつたでしょう。いままでの金より〇・三よけにももらつたでしょう。年末手当の足しじゃないですか。そうでしょう。年越しの足し——まあ、いいですよ、年越しの足しでも。

それじゃ、言い直しましょう。年越しの足し、年が越せないから足したんでしょ、正直いって。年を越せないから足したのなら、あとの三月は足しちゃつてないんだから、一般的に年度末手当がないが、それでいいということになりますか。ずばり聞きます。

〇佐藤(達)政府委員 それも、前回、だいぶ御追及を受けて、お答えしたとおりでございますけれども、要するに、口数多く申し上げたことは、三月月末の特別手当というものは、ほんとうは民間にもないことである、しかし、新学年を控えてお困りであらうということでは実は私が始めたことだが、いろいろ反省すべきところはあるだろうというところまでたしか申し上げたつもりなんです。

それですから、われわれ明治生まれとしては、年の瀬というのが一番つらいという感覚を持つてゐるものですから、そこに重点を置いて、三月の分を繰り上げて差し上げる、一応それで適当な措置になるであらうという気持ちにはかたて申し上げたとおりでございますし、いまま間違つてはおりないと思ひます。

〇大出委員 あなたがお始めになった。あなたは明治生まれで、新しい世の中には、年度末手当などないんだけれども、年度末手当ができた、年度末というの、それなりの物入りがあるからというところでおつくりになった。確かに物入りですよ。学校へ行く子供さんを見てごらん下さい。たいへんな金がかかる。机一つ考えてごらん下さい。

ここで、物価の問題をやつてもしょうがないけれども、べらぼうな金がかかってくる。ことしの入学なんというの、どうにもならぬですよ。しかも、物価狂騰の世の中だ。あなたが始めになつた年度末手当が繰り上がったから、もうない。ないんだけれども、それでいいと言つて、あなたそこにすわつていられますか。もう一度念のために聞きます。

〇佐藤(達)政府委員 私どもは、一般的に大根が幾らになつたとか、むしろ、そういう日常の生活の面について、相当これは圧迫感を持たされてお

るといふことは、事実でございます。年度末とかなんとかいうこともさることながら、そういう基本的な生活の条件というのについて、やはり次の、ことしの夏の勧告で適当な数字が出ればいいやという考え方に、これは結びついておるので、いまの年度末手当がどうこうということとは、昨年末で、これはきれいに片がついたというふうに考えておるわけでございます。

〇大出委員 あなたが幾ら片がついたと言つたつて、年が越せないから金を出した。年度末越せないやりますよ、〇・三繰り上げて、ないんだから。それを、ことしの勧告といへば、八月じゃないですか。こんな物価上昇の中で、八月までほうっておけということにはならぬ。あなたが言つてゐる意図がわからぬわけではない。腹の中は……。

そこで、この点だけは、少しこまかく承つておきたい。これは経過がございしますから、一つずつ承つてまいります。

公労委の、先ほど私が質問いたしました経過、つまり期末手当は、人事院にさや寄せをしておる、この経過は総裁も御存じですか。

〇佐藤(達)政府委員 私どもの勧告は、地方公務員の方々にも、相当大きな影響を及ぼしまして、いま御指摘のような事柄でも、事実上関連を持つということは、当然認識しておるわけでござい

ます。

〇大出委員 ここで、ひとつ総務長官に承つておきたいのですが、総理府と各種の職員団体の方々のやりとり、これは私、間接的に目にしているわけでありまして、けれども、その真偽のほどが、どこまでほんとうであるか、それはわかりませんが、二月の十五日に、人事局長の皆川さんと関係職員団体の方々がいろいろやりとりをされておる。この中で第一に、三月十五日を素通りはできないだろうということを言つておるわけですか。何も言わないわけにはいかないだろう。三月十五日というのは、年度末手当の、ほかならぬ支給日です。これを素通りはできないだろう。つまり何も言わな

す。

第二に、この問題で再度紛争は起こしたくはない。つまり○・三を穴埋めしろということ。する、しないということ。いまの時期だから、する、しないと申し上げますが、この問題で再度紛争を起こしたくはない、これが総理府のものの考え方だと思います。

第三番目に、処理は人事院が勧告してくれる。つまり人事院が勧告をしてくれば、政府は受けて立つことになるだろう。この処理は、人事院が勧告をするということになれば、政府は受けて立つ、こういうことになるだろう。

この三点が、二月十五日の人事局長皆川さんと関係団体との間のやりとりであります。それを、私、目にしていて、あれでありまして、そこで、総務長官に、この答弁は、このとおり受け取ってよろしいのかどうか、よろしくないということであれば、どういふふうにお話しになったのか、明らかにしていただきたい。

○皆川政府委員 たいまのお話、私がその席に出たおたけでございますが、いきさつを申し上げますと、まず、年末手当の○・三カ月分がどうなるのか、組合側としては、年度末手当が当然○・五出るものと理解しておる、こういうお話でございました。

私は、この問題は、去年の十二月に、そういう趣旨ではなく、三月の○・五を○・二に減らされておるのだ、こういう経過をはっきり申し上げました。それは、あなたの方のほうは、そうかも知れぬけれども、私のほうは、実は、そういう理解をしてないというふうなお話がございます、したがって、自分たちとしては、○・五出してもらうように要求します、これは、文書の要求は出てないけれども、当然、そういうことが措置されるものと思つて期待しておるのです、こういう話でございました。したがって、政府が現在の法律のままだと承服できないという話でございました。私は、現在、少なくとも○・二になっているの

に、職員団体の方々が○・五を要求するということであれば、そういう問題がこの時期において発生する、そういうことは避け得ないでしょう、したがって、三月の十五日に出すとか出さないとかいうことでなくて、この時点にそういう問題が発生するということは、双方の立場からしてやむを得ぬだろう、こういうことを申し上げたわけでありました。

それからまた、問題が紛糾することも好まない。これは、常々そういう立場でおるわけでありまして、私たちとしまして、何も職員団体との間に、いろいろなトラブルが起こることを好んではいいわけでありまして、そういう趣旨で申し上げたのであります。

それから、人事院の勧告の問題につきましては、これは、常々申し上げておる原則論でありまして、君たちが何か積極的に考えを出したらどうか、こういうお話でありましたから、これは、給与決定の仕組み上、原則的に人事院の判断というものに全幅の信頼を置いておるのである、したがって、政府としては、その判断に基づいて善処をするという従来の態度をとっていきたい、このように申し上げたわけでありました。

○大出委員 総務長官に御出席いただいておるから、念のために承っておきたいのですが、総務長官自身は、この○・三問題をめぐって、ここで争いが再燃をする、これは、好むところではないだろうと思つておるのです。私も当時、ずいぶん詰めた話をしておりました、非公式の話を公開するわけにまいらぬから、苦勞してものを言っているわけでありまして。

さつきちょっと玉虫色なことで出て、しまったなと思つたのですが、そういう意味で、知り過ぎていただけに、ここで、さっきばらんた話、紛争を起こしたくはない、きれいな処理をしてあげたいと政治的には思っている。そういう意味で、私は、人事院が、やはり一番御研究をいただいて、意思表示をなさること、これは、出すとか出さぬとか、額が幾らと

かいうことは別として、合理的な理由がなければ、職員は納得をしないのですから。年越しの足しにしてくれと発言された総裁がそこにおいてになる。年越しの足しに○・三ふえたという理解している職員がいるとすれば、三月十五日は支給日でございますから、○・三減つたままで、何も言わぬで過ぎていくということにはならぬ、職員の生活を考えれば、そういう意味で、私は、素通りはできない、何かこれはものを言つてやらなければならぬ。

もう一つは、この問題で知り過ぎていただけに、妙な紛争の再燃は避けたいと思つておる。そういう意味では、人事院が御研究をいただいてもいい、言うという、これが私は筋であらうと考えておりますが、こころは、総務長官いかがですか。

○小坂國務大臣 お答え申し上げます。前回は、いま大出委員がおっしゃったとおり、たいへんお世話になってありがたうございまして、いろいろ教えていただきました。その点は、あまりはつきり言えないのが非常に困るわけでございますが、いま大出委員の言われたことの意味もよくわかります。私、先ほど来、人事院総裁の御答弁をいろいろ伺つておまして、自分たちは何も見えないようにしているんじゃないんだ、つんぼやおしでいるつもりはないんだということを、おっしゃいましたので、そうしてお考えで人事院でもいろいろ考えていらつしやるのではないかと、いうふうに思ひます。私は、そうしてお考えの末の結論が、出れば、もちろん政府としては、人事院のお考えをさらに十分伺つて、そして善処するという気持ちであります。

繰り返して申し上げますが、公務員の持つウエイトは、いま非常に大きいと思ひます。そうした意味で、むだな紛争でエネルギーを使うことは、国民にとつても非常にマイナスではないかと考えております。そんな気持ちであります。○大出委員 たいへん前向きな御答弁でございますから、お互いわかるところはわかつておるわけでございますので、再度の質問はいたしません。

いまの前向きで御答へになっております筋道で、ぜひひとつ、これを進めていただきますように、総務長官にはお願いをいたしておきたいのであります。

先ほど三、皆川さんのお答へになりましたが、この点も、私は、人事院側の考え方というのを知らないわけではなく、かつまた、皆川さんが応対をされるにあつて、人事院と全く無連絡であるとも考えられないわけでありまして、その上に乗つて、いま総務長官自身がお答へになっておりますから、それが一番いい方法であらう。つまり人事院がよくお考えをいただいて、結論を出していただくことが一番大きな筋であらう。そして、わかり過ぎておることでございまして、紛争は避けなければならぬという気が実はするわけでありまして。あわせて、公務員諸君の置かれておる今日の事情の中で、生活が楽でないことも、これだけの物価上昇でございまして、一般的にわかつていただいているわけでありまして。そういうふうにお考えのわけでありまして。

そこで、人事院に再度承りたいのでありますが、いすれにしても、いまから調査をしていただきませんと、さつき、物価の動向は、経済企画庁からお話をいただきましたが、七カ所も調査をするというわけには、いすれにしてもまいらぬだろうと私は思ふ。そうすると、とりあえず三月の賃金台帳まで見るかどうかという問題もございまして、五百や六百カ所ぐらいのことは、お調べいただかなければならぬと思ひます。そういうことになると、やはり調査をする方向をおとり願いたいというのが、まず第一の論点であります。実は、私は、当時、事情もございまして、この人事院の意見書が出たときに、人事院は、いつも口ぐせのように調査をする、その上で、こう言ってきたのだが、今度は調査したのか。何もしやせぬじゃないか。公労委が調査を出した、しようがないから意見書を出した。全く無味乾燥だ。応急措置とも書いてない。あとで、ひっかかりを避けたのかもしれませんけれどもね。これは調査をし

ていないだろう、こういう言い方をした。御無礼であつたかもしれぬ、時の政治情勢からすれば。だから、そのことは、釈明をさせていただくとし、やはりここでも参りますと、調査をする機関はあるわけでありまして、まして昨年の勧告にあつては、期末手当〇・〇六の切り捨てという問題である。かつて〇・〇九まで切り捨ててきているいきさつがある。それを集計すると幾らになるはずだと、私は申し上げたことがある。

だとすると、昨年末、民間の手当がたぐさん出ていることは、さっきの公労委の調停案の中に書いてある。民間の動向というものが、一つの論点になつて出ている。また、調停委員長等の共同談話の中にも、民間の問題が出てくる。実は、こういう背景があるわけでありまして。

つまり「民間における今年年末一時金の支給の状況にかんがみ」、道正局長の答弁によれば、民間がたぐさん出した、そういう状況にかんがみ——民間がたぐさん出したということは、官民比較の上で、官業が、基本的な、つまり年末手当なりその他の手当について格差が出てきているということなんです。

そういう客観情勢があるわけでありまして、当然、私は調査をする責任が、人事院にあるのではないかというふうに思うわけでありまして。したがって、とにかく調査をしていただきたい。その上で三月十五日を、何にも言わぬで、旧来、この委員会等々で言っているからというだけで黙って過すというところは、いかにも不親切である。年度末手当が出ない人もあり、あるいは少ないのに、人事院はどうしてそういう判断をして、補てん措置がとれないのか。もし、とれないとすれば、これは、明らかにしていただかなければならぬわけなんです。

そこらのこともございますから、何百カ所かの調査ぐらいのことは、人事院がおやりになる筋合いがあるのではないかと、こう思うのですが、總裁、いかがでございますでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 強い御要望の趣旨ととも

に、いろいろ具体的なお知恵までお授けいただきまして、たいへんありがたいと思ひます。十分承つておきたいと思ひます。

○大出委員 一つからということはお申し上げませんが、調査をする気持ちはおありになるのかないのか、總裁の気持ちをお聞かせいただきたいのです。

○佐藤(達)政府委員 昨年末、調査もせずに、こんなものを持ち出してという強いおしかりを受けたことは、肝に銘じております。

○大出委員 ならば、調査をするというお気持ちだということでございますか。

○佐藤(達)政府委員 あのとときは、どうせまた、四月調査をやりますからというようにすることで申し上げたつもりでございますが、そういう下地はもちろん持っております。

先ほど、総務長官は、つんぽでもおしでもないとおっしゃったが、私は、めくらでもつんぽでもないという趣旨で申し上げたわけなんです。そこだけ訂正させていただきますと思ひます。

○大出委員 つんぽとおしと、めくらとつんぽですか、やはり總裁は、生まれが生まれ、育ちが育ちですから、人骨柄の面からいっても違つて見えます。いろいろなことをおっしゃいますが、気持ちがかからぬわけではない。ですから、その気がないわけではない、そういうことでございすから、それはよろしゅうございす。

そこで、次の問題に入らしていただきますが、時間もございせんので、できるだけ簡単な質問をしていきますから、簡単な答弁をいただきたいのであります。

つまり、三月十五日という支給日がある。私は、せめて調査を急いでいただいて、それは何か所でもないのではありませんが、人事院の御判断でございまして、やはり三月というこの月の段階で、何がしかの将来展望というものは、お出しをいただきたいというふうに思つてゐる。

〔委員長退席、中山(正)委員長代理着席〕

それでないと、各公務員諸君の職場というのは、年度末手当がもらえない、あるいは少ないという

ことの中で、やはり相当の混乱が起こることは間違いない。家庭を持つておりますから、当てにしている奥さんもあるのではありません。したがって、そこらの点を考えますと、何か言つてあげる必要がある。そうしないと、職場が落ちつかない。仕事に影響するということにもなりかねない面もある。そういうふうにも考えますから、そういう意味で、できる限り、これは早目に御判断をお願いしたい、こういうふうにも思つております。

そこで、予算の使い方について、ここで大蔵省の方に、ちよつと聞いておきたいのでありますが、たとえば〇・三の穴埋めをするとなれば——国家公務員は五十万ぐらゐだと思つてゐる。地方公務員は二百五十万ぐらゐではないかと思つてゐる。が、公労協の方々は七十万ぐらゐになりますか。

それから政府関係機関、政労協などという組織もございす。こういう方々を入れてまいりますと、大体どのくらいの手算がかかるのか、〇・三の穴埋め財源は、幾らぐらゐかかるのか、おしをいただきたいのであります。

○西垣説明員 公務員の分が、一般会計と特別会計と合わせまして、純計で約四百六十億円、地方の分が、一般財源分といたしまして約五百億円、それから三公社五現業の分が、全体として三百五十億円程度、以上合計いたしました、約千三百億円でございます。

政府関係法人につきましては、私のほうは、推計しておりませんので、お許しいただきたいと思ひます。

○大出委員 そうすると、政府関係の機関、政労協関係を抜いて千三百億、こういうことになりますね。

そこで、実は、できなければ、来年度の手算の繰り上げということだつて考えられないわけではない、現に、本年は、繰り上げをやつたのですから。来年度の六月の夏の手当を、三月に繰り上げるといふことだつて技術的にはできる、これは、たとへての話であります。その場合に、四月にいつて、この六月の分を繰り上げる、このときに、

いまの状況で暫定予算を組むというふうなことになるかと、暫定予算には、期末手当は入らぬのじゃないかと思ひますが、旧来の例からいまして、そこらが、まずどうなるのかという点も、技術的な点でございまして、これは先の話であります。念のために聞いておきたいのです。いかがですか。

○西垣説明員 暫定予算のことにつきましては、私も、まだ考えておりませんので、これは、ちよつとお許しいただきたいと思ひます。

○大出委員 いまの話をしているのではないんですよ。暫定予算を組むとすれば——いままで組んだことは何べんもございす。おそらく期末手当などというものは、暫定予算に入ってくる筋合いではない、こう理解していいですか。

○西垣説明員 昨年の例で申し上げますと、給与費につきましては、その暫定期間中に支払い期日が来ているもの、これだけに限りまして計上をいたしました。

○大出委員 ということになると、これは、本予算が通らなければ、繰り上げ措置が不可能である。もう一つ、技術的に聞いておきますが、これは、人事院のどなたでもけっこうですけれども、俸給の支給日というのは、これは、給与法上の措置でございす。これは、人事院規則に委任をするということになるかとすれば、技術的には、人事院の規則制定権にゆだねられるということになる。そこらは、一体どういうことになりますか。そういう措置はありますが、ありませんか。これは一般論として聞きたい。

○茨木政府委員 現在の制度でございまして、給与法で支給日がきまつておまして、ごくわずかの範囲内のことではございますけれども、その他はできませんので、おっしゃるようなことになりますと、立法上の問題になると思ひますが、何らかの措置を、やはり法律上授權をいただくようなことをしていただかないと、できぬだろうと思ひます。

○大出委員 つまり、俸給の支給日は、人事院規則によるなんというふうなことにして整理法でも

出して通せば、俸給支給日を、別に人事院が規則を出してきめて臨時の措置はとれる、こういうことになりませんか、技術的にいかがですか。

○茨木政府委員 そういふ授權をいただければ、そういうような余地が出てまいらると思ひます。

○大出委員 たとえば国会議員の方々のように、五日に給料が支払われる方々のところもある、あるいは十五日のところがあり、十六日のところがあり、調べてみると超過勤務手当というのは、ほとんど二十日ですね。各省によって非常に区々なですね。公労協関係などというのは、四月に入ってから年度末手当の処理をしているところもいろいろある。そうすると、それだけ大きく違ひますと、技術的な詰めと申しますか、処理がなかなかたいへんなんですね。

したがって、いまの私の論点というのは、そういう方法が可能かどうかということですね。つまり、規則で定めるところとすることはできるかどうか、法律の手直しをすれば、ここを承ったわけでありますが、そういう方法があるが、法律の手直しが要る、こういうことでございますか。

○茨木政府委員 私どもの所管しております一般職の職員に關しましては、御案内のように、九条のところに「毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、こうなっておりますものから、十五日が限界になるということでございまして、この点について、いまお話のようなことをするということでありますれば、何らかの措置はやはり講じていただかなければいけない。ただ、私どもの所管以外のものにつきましても、また、それぞれの問題があるのだらうと思ひます。

○大出委員 それでは、列挙的に承りますから、あとひとつお答えをいただきたい。

いまの問題は、総務長官の御答弁がございましたから、いまの段階でございまして、たいへんこまかいことまで承る気はございませんから、先へ進めさせていただきます。

法案がございまして。これについて、もちろん、これは国会がやることでございますから、衆議院の再議決で、修正するとすればいいのでございまいしょうか……。

そこで、百三十六億程度の予算があるのではないかと申すのです。これは大蔵省から確認をいただいたのですが、その百三十六億ばかりのうちで、国家公務員である先生と地方公務員である先生とに分かれてゐる。私のつかみで申し上げますと、国家公務員の先生が一億ぐらいで、あとの百三十五億ぐらいは、地方公務員の方々ではないか、こういうふうにいるのでありますが、そこらは、どうなっているかという点。

もう一つ、大蔵省に、一体、この百三十六億を使うのは、どの辺までならば可能なのかということとです。つまり人事院が勧告をすることからみ、三月中に勧告が出てなければ、そして給与法改正に触れてなければ、勧告、法改正にならないのか。四月に入っても可能なのかという問題であります。ここらは、大蔵省から御回答いただきたい。

それで、総裁には、もしこの国会で処理ができるとして、タイムリミットがございまいしょう。いつごろまでならば——いままで法案が通っても準備に一月かかる、こういう答弁をいただいておりますが、ここまできて準備をなさっていないとは思ひませんから、そういう意味で、そこらの手順は一体どうなるか。勧告は、いつごろになるか、もし通ったとすれば、一月遡及でございまして、そのことは、一体、大蔵省の皆さんに承りたいのだが、どのぐらいのタイムリミットで可能となるのかという点、ここらをそのときになってあわせてみてもらいたががありませんので、明らかにしていただきたいのです。

それから、総裁にもう一つ承りたいのは、ここから旧来から問題になっております総合較差というものから、一般行政職をおやりになつてまいりましたから、一般行政職などの場合に、実際には官民比較でもっと差があつて高くなるべきものが、逆に官民比較の面で公務員が高いところもあるというふうなことで、財源がそつちにとられる。それが、先般、この委員会でも申し上げましたが、私どもの計算では、おおむね二・六二ぐらいの数字になつてゐる。これが実は、三・〇上乗せをしてくれという、公務員共闘その他の方々の、先生だけでは困る、それは認める、私たちも認めるけれども、一般行政職のほうだつて、そういう損をしているのだから、これは積み上げてくれ、こういう意見が前から根強くある。

そこらのことの扱ひは、総裁は、私に、そこらも、何がしかのことを考えざるを得ないというふうなことをおっしゃつた時期もございまして。だから、額はともかくとして、やはり何らかの、見合の手直しをしなければならぬと思つておるのです。たとえば一〇％といつても、ベースアップしておりますから、九％ぐらいしかないかもしれない、新ベースですから。それを六％なら六％を、四十歳ぐらいの方で、行政職というならば四等級にわたつていないで五等級にあるというふうな方々、そこに六％ぐらいを使うとすると、残り二％を、調整額に二％を入れるとか、あとは二％積み増し分を伸ばすとか、いろいろあると思ひますが、つまり、そういうことをおやりになるとすれば、やはり一般行政職のほうも、同じ意味で何がしかの手を打たなければならぬ理屈が私は出てくると思ひます。

そこらのことは、一体、人確法案が通つたと仮定した場合に、そこで、人事院がお考えになる勧告の中に含まれて出てくるのか。欲を言えば、〇・三カ月分の穴埋めも、そこで出していただきたいのです。時期的にはできるのですから。そこらのことを、一体人事院は今日どうお考えか。

それで、その勧告にあつて、看護婦さんなんかといふものは一体どうするのか。教員が一月から予算を確保してあるとすれば、看護婦さんは四月新年度から、予算がないのだからと、こうなるのかもしれないが、そこらのことを含めて、どう考えておられるのかという点、これを明らかに

していただきたい。

もう一つ、人事院に承つておきたいのは、寒冷地手当でございましてけれども、これは給与局長に承りたいのですが、私の質問に、かつて答えて、寒冷地手当の加算額、燃料費であります、二〇％以上の動きがあれば手直しをするというお答えがございました。灯油の値上げというのは、三〇％以上ございました。たしか、その基礎になつておりますのは、二百八十円から三百円ぐらいのときの基礎計算だつたと思ひます。四百三十円で固定するにしても、たいへん大きな開きがあるはずであります。かつまた、その間の、実はことは買えなかつたわけでありまして、そこらの値上がり分というのは、一体どう見たらいいのかという問題がございまして。これも、私は避けて通れる筋合いではない、こういうふうに通つておられますから、そこらをまずどういうふうにかゝるかと云ふこと。

それから、自治省の皆さんに承りたいのですが、これは、お書きおきをいただきたいのですが、いま大きな問題が二つ起つております。

その一つは、何かというと、六大都市を中心にして、地方公務員の給与が国家公務員よりもよくい払われている、これは古くて新しい問題です。これを、いろいろ調査されて、特別交付税その他で、その九割ぐらいを切ろうというお考えがあるように承る。特交は、御存じのとおりに、交付税全体の六％ぐらいに当たるのでしようけれども、そうすると、それを切つて、〇・三という問題が一つにはありますから、財源の問題でかみ合つてまいります。六大都市並びにその周辺の公務員の諸君は、たいへん大きな騒ぎになりつつある。ここらは、一体どういうふうにお考えかという点、はつきりしたところを開きたいと思ひます。

それからもう一つ、いま各都市が、学校用地の先買いであるとか先行取得であるとかいうことで、買い付け証明まで出して土地を買つてゐる、買おうとしている。あるいは市営住宅等で、同様に、つまり先行投資の形で買おうとしている、買

い付け証明を出している。たくさんございます。全国の自治体を合わせると、一兆円くらいの起債要求になっているのですけれども、それを補正予算との関連で一千億なら一千億に切ろうという。切られてしまえば、自治体としては、内部財源を捻出して何とかしなければ、買付け証明を出すというのは困る、大きな意味では、自治体財源そのものからなくなる。

その前の、この二つの問題は、これは大蔵省、自治省両方に承りたいのですが、一体、どういふふうにお考えになっているのか。後者は、通達等もお出しになっておりますから、そこらをお答えいただきたいのであります。ひとつ、委員長のほうで、各所管別にお答えを求めていただきたいと思います。

○廣江説明員 お答えいたします。

人権法関係の財源は、どうかということでございますが、先生お示しのとおり、地方分が約百三十五億円、国立学校分が約一億円でございます。

二番目に、これからどういふ順番でいったら大體できるかという御質問であります。給与改正法案が年度内に成立することが必要だと思っております。

○森岡政府委員 特別交付税の件について、まずお答え申し上げます。

特別交付税は、御承知のように、普通交付税では算定し得ない特別の財政需要の差異がございますが、そういうものを計算しております。その場合に、やはり当該団体の財政需要を考慮して算定する。たとえば不交付団体であります、財源超過分がございますから、それを差し引く。あるいは競馬競輪収入がある、これは財政に余裕がある。いわゆる期末勤勉手当につきまして、国家公務員の給与をこえる、いわゆるプラスアルファを超過して支給している。私どもは、それは、やはり財源に余裕があると考えられるわけでございまして、ことし、特に新たにそういう考えを持つわけではございません。昨年も九割を減額項目に立てる、こういう措置を講じておるわけでございます。やはり

り国家公務員に準じた期末勤勉手当を支給している団体とそうでない団体と、その財源構成あるいは財政需要に差があると考えるを得ないわけでございます。まして、昨年と同様に、本年も九割程度の減額項目を立てたい、かような考えで計算しております。

○佐藤（達）政府委員 三つお尋ねがございましたが、第一の、人材確保法案の関係の取り、これは、かねがね一月半と申し上げておったはずなんですけれども、しかし、そんなことを言っておつても、このどたんばになって、もしも成立させていただければ、たいへんなことだということ、どうなるかということ、普通は法案なら、事前、御審議中に相当やれますけれども、こういうものがもつてから、御審議中に、もう準備しておられんというところになると、これは、またたいへんなおしかりを受けることになるということ、慎重にかまえておれよということ、かねがね申し上げておりましたこともあって、いよいよ成立を見きわめてから、本格的な起案に取りかかる、これは当然のことだろうと思っております。

したがって、大いに急ぎますけれども、まあ、すれすれのところでもひとつ持ち上げまして、一日で通していただければということをお願いしております。

それからあと、例の総合較差の問題も、あのようになつてまいりますと、従来の逆較差であった看護婦の逆較差が、さらにまた、大きなものになりますから、従来の総合較差の中での配分というたてまえは、とても踏襲できない、これは、もうはっきりしております。

したがって、ことしの夏の勧告の際においては、もちろん官民の比較は、鉄則としてやりまされども、従来の総合較差の中での配分という方式は、どうしても改めなければならぬだろうという気持ちで、まだしかし、その方法については、これからまた検討しますけれども、いろいろな方法はあると思っておりますから、これはまた、後

日お教をいたしたいところだと思っております。ただ、総合較差に關係して、行政職の人が非常に割りを食っているといえますけれども、職員団体の方には言っているのですが、御承知のように、初任給はもうびつたりいっておるのだぞ、しかも、初任給周辺のところは、ずっとそれと上げておるのだから、まあ、割りを食っているということになれば、若いところではなくて、多少お年の方のほうだけでもね、ということも言っておきたいと思っております。

それから第三の、看護婦の問題は、これも、御承知のとおり、教員の關係に準ずる確保の措置は、どうしてもとらなければならぬということで、予算のほうの措置もお願いしております。その予算の成立を待つておるわけでございます。

それから、寒冷地は、これは給与局長ということでしたけれども、ちょっと口がすべりましたから、言わせていただきますと、灯油の問題、これは、かねがね御心配で、われわれも終始、その値幅を見ておるわけでございます。ただ、従来、石炭中心主義でたてまえができておるものですから、これを灯油本位に切りかえらるようになります、これは、ときどき申し上げておるのですけれども、どうも夏に一括払いというのは、もうだめじゃないか。

それで、後に世帯の構成が変わつたとか、あとで採用された人はどうなるかというような問題、いろいろ夏に一括払いであるために、問題が起つてくるので、もしも灯油を表面に立てて切りかえていくということになれば、そつちのほうの基本問題も、あわせて考えないと、これは、すつきりはいかぬぞというような問題もかえつて、目下、注視を続けておるということでございます。

○森岡政府委員 いま、総裁から、基本的な考え方についてお答えがございましたので、数字的な問題についてだけ、補足いたしておきたいと思っております。

最近の状況は、一応八月以降、ずっと各月動向を見ておるわけでございますが、平均で八月が四百五円、九月が四百七円、十月が四百十四円、十一月が四百十四円、十二月が四百五十円というのが、公式の統計局のほうの小売り物価統計調査報告による分でございます。

先ほど、二〇%云々というお話がございましたが、現在の方式は、六十五対三十五というふうな、石炭と灯油との比率で計算をされて、八月に支給されておるわけでございますが、まあ、そういう比率でもって、一つは、先ほどお話に触れられました、公定価格というふうなものも現在ございまして、かりに、これで三月までいったというふうな推定を、その後はいたすというふうにいたしますと、一六%ぐらいにならうか、これは前の改定時以後のアップ率でございます。

それが最近、多少灯油のほうの消費量が上がつておりますが、これでいきましても、五六対四四ぐらいの比率になっておりますが、かりに、そういう基礎計算の方式を変えたいとしたとしても、まだ二〇%までにはいかない、こんなところでございまして、たいへん危険な状況にあることは、事実でございます。うまく政策が成功いたしますと、その以内にござまつてくればいいな、こんなふうにして見ておるところでございます。

○四柳説明員 一番最後のお尋ねの点でございますけれども、お耳に入っております点は、実は、公共団体プロパーの問題ではなくて、いわば土地開墾公社等の問題であらうと思っております。この点につきましては、さしあたって契約いたしました分だけを、いわば日銀のワクの中で優先して措置でございます。日銀、大蔵省等々といういろいろ協議中でございます。もちろん他の金融機関等の御援助も必要と思っております。何とかしてこの三月までに確保したいと思っております。

○大出委員 気がついたらところから申し上げますが、それで終わりにしますが、寒冷地問題は、これは茂木さん、いまの答弁は、小売り物価の云々というところでございますが、統計数字をおあげに

なりましたが、私の家庭をはじめ、この統計数字で買っているところは、一カ所もない。当時、四百八十円、ところが、私のところなんかでも、五百円払わなければ持てこたない。つまり、この統計数字が、そのままだですけれども、実際の実勢価格というのは、そうじゃないことはおわかりになっている。

そのことを考えますと、二〇%はとうにこえている、こういう数字が、実は私のほうにありますが。だから、これは、おたくのほうでも、実際にどうなっているかというところを十分調べたいで、かつまた、該当のいろいろな団体もあるわけでございしますから、十分聞いていただいて、いま、ここで申し上げると時間がありませんが、申しませんが、その上で、これは御検討いただきませんと——これは総裁にも申し上げておきますが、これは紙の上の数字だけで、ものが動いている世の中でないことは、物価諸般の質問を聞いていただければおわかりのとおりです。

かつまた、これを算定したときの基礎、したがって、いま、二〇%をこえている。さっきは、非常にあぶないところだ、こうおっしゃるのですが、何とかすれども、うまい数字で逃げていくというのではなしに、実際にやみで買っているのですから、そっちのほうを、これから先考えていただきたい。あなたの答弁、逆なんですから、何とかがすれすれのところでございしますから、あぶないところとございしますんで、あぶなく上げないで助かったなという気持ちではなくて、実際にいけい高いものを買っているんだから、そのところは、そちらのほうにさや寄せしものをお考えいただくかぬと、給与局長、妙なことになると思いますので、総裁、これは、ぜひお考えいただきたいところでございします。

それから地方公務員の皆さんに対する例の九〇%云々の件は、四十三年ごろに、いきさつもございまして、あのときだって、高いから騒ぎになった。なったが——これは一般的に、人が公務員をやろうと考えたときに、国家公務員、地方公務員

とあれば、普通なら国家公務員をやろうというところになる。だが、自治体というのは、常に昔から、国家公務員に比べて、特に大都市等は二〇%から給与がいい。だからというので、自治体に行く人がたくさんある。これは、やはりそうでなければ、人材が実際に集まらぬ。だから、頭のいい首長なら、おそらくそのくらいのことにはやりかねない。そういう特性がある。

しかも、準ずるというところで、厳密な意味では、団体交渉でまわって行くわけですから。そうすると、それを、何でもかんでも切ってしまうというところで事が済む筋合いはない。たいへんな混乱が起る。したがって、できるだけ自治体の管理者は、その辺は、自制をしていけというところで、一ぺんにとかくというのでない形にして進めてきたいきさつがある。ただ、自治体から上がってきた報告書その他が、ほんとうのところ、報告になっていないということが、一つひかかる点があったりするのであります。

そこら全部洗い出して、この際、九〇%なんというところになると、これは旧来と違った形になるのです。だから、そこらのところを聞いて、昨年もやった。形式的にやっただけで実害はない。そこらところは、今度は、実害を百も承知でやりやになるとおっしゃるなら、これは大都市あげて大げんかしなければならぬ。そこらところを聞いておきたい。現状変革をそう急激にやらかえていけるのです。それに合った生活になっていく。そこらところは、ぜひ答えてください。あなたのほうで、いろいろ洗い直してやっておられますが、松浦さんが一生懸命、担当者のほうに出かけて、督促しているんだそうですけれども……

それで、六大都市というのは、革新首長がみな割拠しているところだからというので、ある人が、ねらい撃ちをやると言ったら、いや、革新首長は考え方が違いますから、こう言ったという。そうすると、これは基本的に大げんかをしなけれ

ばならぬ。そこらところは、一体どういうことになるのですか。

○森岡政府委員 先ほど申し上げましたように、昨年も、いわゆるプラスアルファの九割を減額項目としておりまして。ただ、地方団体によりまして、報告に、いま大出委員御指摘のように、やや差がございました。これは、やはり公平という意味では問題があるかと思ひます。ですから、やはりその公平は確保した必要がある。減額項目を立てる以上は、たまたま報告に非常に格差があつて、それがそのまゝのみにされるということとは、やはり問題があるかと思ひるのであります。ですから、そういう点は、明確なる報告を求めて、きちんとした措置をとりたいという気持ちでおるわけでございします。

その他の点につきましては、私、ここで申し上げる問題ではないと思ひますが、いづれにいたしましても、先ほど申しましたように、いま、また大出委員御指摘のように、かなり自制をしておるといふお話でございしますが、若干やや自制的の範囲を越えている向きも無いではないという感じもいたします。ですから、私も、公平を確保するという観点から計算をしてみたい、そういう見地に立つて計算をしてみたい、このように考えております。

○大出委員 この点は、旧来もそうでございしたが、現状、変革をそう急激にやつたのでは、これは、おさまりがつかぬことはあたりまえです。人間ですから、生活をかかえているのですから。だから、そこは、やはり十分話し合ひをして、納得づくでものをとらえていただかせないと、これは開き直つたけんか態度では、それこそ自治省にかねや太鼓で六大都市の職員が押しかけるなんという騒ぎを起したらしようがないのだから。

これは長い歴史があるわけですから。これは何も自治省に限らず、税務署関係なんかをながめてみたら、古くて新しい問題が山ほどある。だから、そういう点は、ぼくもわかつていのです。これは再建計画をお立てになるとき

だつて、そうです。なかなか鎌田さんが立案したとおりにいかない、一々話し合ひで片づけているわけでありまして。ずいぶん苦労した時期もございました。だから、そこらところは、ものを言うことはいけけれども、そこから先は、自治体との間の話し合ひを十分詰めていただく、大都市のおの事情は違ふわけですから。そういう姿勢でいっていただかせないと、いきなりどうも、事をかまえてものを言うかっこうになると、これは、おさまりがつかぬことになるという心配をいたしますから、取り上げたわけでありまして。慎重にやっていたいただきたいと思います。いかがですか。

○森岡政府委員 ただいま申し上げましたように、昨年までの実態というものを、率直に申して問題がございました。ですから、そういう点の是正というのは、やはりいたさなければならぬと思つております。しかし、いたずらに事をかまえるという御指摘のような気持ちはないわけでございします。公平にきちんと計算をいたす、かように考えております。

○大出委員 それは、また話を詰めますから、よろしくございしますが、本題でございしますが、総裁の御答弁もございましたけれども、経済企画庁の方々のほうでおあげになっている数字等からいさしても、たいへんどうも、異常な物価の上昇、さらに狂乱といわれるぐらゐの上昇でございしますだけに、公務員のおの苦しい生活をしていくわけでありまして。

そういう意味で、これは各般の官業労働者に該当する問題でございします。まあ、目と口と耳と三つあつて、一つ抜けているようでございしますけれども、そういう点もひとつ総裁、十分御勸案をいただきまして、前向きにこの問題の処理に当たっていただきますように。

紛争の再燃は、私どものほうも、あの問題をまとめる意味では、それなりの、わがほうの側に立つての努力をしてきているわけでありまして、これがまた、一つの紛争の火種にならないように、その意味では、できるだけ早目に、公務員の諸君

にもものを言っておく必要がある、こういうふうには私に思っておりますので、そこらまで御配慮をいただいて、ひとつ慎重にお進めいただきたいのです。

最後に総裁に。表街道でそうは言っているけれども、かと言って、逐次、職員団体の方々も、意見を持っておいでになる、あるいは物価の動向などということもある、そういう点も十分——総裁は、先ほどおことばにありましたように、見ていないわけではない、こう言っているわけですから、そこらを踏まえて、ひとつ、なるべく早めに見通しをお立ていただくように、最後に、総裁に、その意味でひとつ御発言をいただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 御趣旨よくわかりました。とくと承っておきたいと思ひます。

○中山(正)委員長代理 吉田法晴君。

○吉田委員 宮内庁から資料をいただきましたのに関連をしてお尋ねを保留しておりましたから、時間をごさいますから、特別に御了解を得て、十分か十五分で終わるということでやりますから、一べんにお尋ねをいたします。答弁も、なるべく簡単にお願ひしたいと思います。

天皇は、人間宣言をされたんですから、神様でなくて人間になられたと思ひます。憲法のたてまえも、民主主義の原則に立って、象徴である天皇の地位は、主権者である国民の総意に基づくことと書かれております。したがって、人間になられた。そうすると、憲法の条章、国民の権利義務を規定しております第三章は、法律に特別に規定のある場合を除いては、精神的には適用されるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか、それが第一点。

全部聞いてしまつて、あとで答えをいただきたいと思ひます。

それから、第三章の中の十四条に、法のもとにおける平等、それから貴族の禁止等、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とい

う人間平等の原則がうたつてあります。これは原則的には、基本的には、やはり人間になられた天皇にも適用される精神ではなからうかと考えますが、いかに解釈をしておられますか。

私の解釈によると、人間として法の前には平等あるいは生まれてきた身分あるいは信条、門地その他によつて人間的な差別がないとするならば、政治的あるいは法律の上だけでなしに、経済的にも社会的にも差別されないということになれば、人間としての生活のほかに、象徴天皇としての必要な御経費を、皇室経済法で見るのが本筋ではなからうかと考えますが、どういうふうに考えますか。

この間から、説明をいただきましたパーセンテージを、金額に直していただきたいと申し上げましたが、金額的にはお出しをいただきます。千四百万というのは、月額に直すと千八十三万になると思はれる。それから、いただきました御料牧場から生産されて、皇室用に供される生産品が、全部で七百七十三万四千三百三十円ですから、十二月で割りますと、六十四万四千円、そうすると、これを加えますと一カ月に千四百四十七万余となるのであります。

人間は、法の前には平等、社会的、経済的には差別をされないと思ひます。あるいは二十五条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と書いてございます。

ところが、一カ月にもらいます給与その他を、他の例について比較をいたしますと、事務次官なりあるいはわかれ議員も月額が五十万円、公務員の平均が、これは推計ですが、人事院に聞きましたところが、月に十萬八千六百五十五円、生活保護が大都市において、一級地において五萬二千七百九十六円、失対労働者は、それよりも低くて、一級ですけれども、三萬三千三百二十五円、これで一カ月が食つていけるかどうかたいへん疑問があると思ひます。

先般、テレビで見えておりますと、五萬二千七百

九十六円、それで正月の元日には、雑煮をつくつて、もちを食べたけれども、あとは米を食うわけにいかない。めしを食うと、おつゆも飲みたい、つづきのものはしい、それは、この生活保護費の中からは出ないから、日に一わの割合で乾めんを買つて、それと食つて、栄養は足らぬかもしれぬけれども、それで食つております。一カ月の初めに、三十日分あるいは三十一日あるときには三十一日分買つておかなければ、食えないという現実が生活保護者にはございます。

それから失対労働者は、三萬三千三百二十五円、これは公務員との差もございますけれども、同じ人間で生活をしていくのに、これはカラー計算まですることはできませんでしたから、あるいは細目を教えていただかせませんでしたから、その間はございませぬけれども、総額で千八十三万、このうちには、象徴天皇としての必要な諸経費が含まれても承知の上で、そのふりわけができませんから、ラウンドナンバーで申し上げますが、皇室は百万、それから公務員は、先ほど申し上げましたような平均でいきますと、月十萬そこそこ、生活保護者は五萬二千円、もっと級地の低い郡部等では三萬八千円というところもございます。同じ一級地で失対労働者は三萬三千元。

私は、この数字を比較をしながら、やはりここにも、民主主義なり合理性の日を当てるならば、説明のつくものでなければならぬ。象徴天皇として必要な経費を否定するものではございませぬ。説明のつかないものがあるところに、なかなか出しかねるところもあるし、あるいは触れさせない、のぞかせないという姿勢も出てくるのではないかとと思ひますが、それには民主主義なり合理性の日を当てる、説明のできるようにせられべきではなからうか、それが第三点。

それからあわせて、別な機会にもお尋ねをいたしましたけれども、説明のつかない経費あるいは必要以上の邸宅——これは国会の建物でも、明治憲法時代に建てられた建物ですから、議場の構造を見ましても、主権者である傍聴者、参観人が入

ていくところ——これは参議院の議長が幾らか直されました。あの議場の議員のおところと大臣のおところとに段がついているのも、これは世界でも例が少ないと思ひますが、御座所というのが、やはり頭の上につくられておる。これは昔の明治憲法のたまえからつくられた構造ではございませぬが、それが、いままなお残つておるのではなからうか。

それで、パスカルの随感録を思い出しますが、裁判官が法衣を着て威容を飾る、あるいは大邸宅や必要以上の建物に住むのは、人間以上の飾りをこしらえて、その威厳を保つためのものだといふ説明があつたことを思い出します。これを、民主憲法のもとで、皇室の民主化に努力をしておられます宮内庁は、どういうぐあいに考えられますか。

もし、私が心配しましたような方向にだんだん強化されていくならば、また、皇室に迷惑をかけるようなことが起こるのではなからうかといふことを心配するだけに、以上の四点について、総務長官それから宮内庁次長に御答弁をいただきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 吉田委員のただいまの御発言は、意味は非常によく私はわかります。同時にまた、そうした意味合いを、われわれも決して否定してゐるものではないのでありまして、やはり天皇が、われわれの国民の象徴であるというその地位を長く保つていただくということが、私は非常に大事なことでござっております。

そうした意味で、ただいまの吉田委員の御発言についても、よく今後は反省しながら、事態が曲がつた方向にいかない努力を私はしてまいりたいと思ひます。

○瓜生政府委員 宮内庁として、いま総務長官が申されたと同じ気持ちでございます。

お尋ねがありましたのは、第一に、憲法第三章については、精神的には天皇についても適用があるのかということですが、精神的には、やはり天皇も日本国民の一人というふうに言つておられますから、そういう点はございませぬ。しかしながら、

特別規定がございますから、そのままでござい
ません。

それから、十四条の平等の規定ですが、これも
第一条とか第二条、そういうところに特別規定が
憲法に設けられておりますので、そのとおりでは
ないのでありますが、そういう精神を踏まえての
特別規定であると思います。

それから第三に、経費の点で少し多いのじやな
いかというふうな感覚をお述べになっておいたの
であります。あるいは一般の人に比較いたしま
すと、そういう点があるかとも思いますが、これ
らの計算については、過去において、日本と幾ら
か事情が似ている英王室の例なんかを調べたりも
いたしておりますけれども、そういうところと、
いろいろなきめ方は違いますが、おおむね
似ているというふうに考えております。

なお、象徴というお立場で、普通の方とまた違っ
た出費のある点もございまして、そういう点も
御了承いただきたいと思います。

なお、いま資料としてお渡しいたしました「皇
室用として供出された御料牧場生産品の見積金額
(昭和四十七年度)」これは、私生活の場合と宮
中での公的な宴会とか、そういうときにお使いに
なつたのと両方含んでおりますが、大体の感覚を
申しますと、私生活の分は、これの半分くらいに
なります。そういう点を御説明としてつけ加えて
おきます。

なお、将来の問題として、いま先生おっしゃい
ましたような気持ちは、われわれも十分腹におさ
めて——いまでも入っておるつもりでござい
ますが、一そうよく反省して、新しい時代に即応して
皇室があられるように、われわれとしても、でき
るだけのくふう、努力はしたいと思っております。

○中山(正)委員長代理 ほかには質疑もないよう
でありますので、本案に対する質疑は、これにて終
了いたしました。

○中山(正)委員長代理 次に、運輸省設置法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。
加藤陽三君。

○加藤(陽)委員 本法案の提案理由の中で「沖縄
の空域につきましては、現在、アメリカ合衆国政
府が、一部を除き、航空交通管理業務を行なつて
おります」、こう書いてありますね。「一部を除き、
航空交通管理業務を行なつております」——現在
アメリカが行なつておる航空交通の管制業務と
「一部を除き」というのだから、日本がやつてい
るのだらうと思うのですが、その辺を明らかに説
明していただきたいと思ひます。

○寺井政府委員 「一部を除き」と申しますのは、
現在、那覇空港の進入管制業務、空港の管制業務
を日本側が行なつております。それで、管制の中
には、航空路の管制と、それからいまちよつと進
入管制と申し上げましたけれども、それがあつた
として、那覇空港が行なつておりますのは、空港自
体の管制でございまして、その進入管制の部分は、
実は、まだ米軍が現在行なつております。

○加藤(陽)委員 そうしますと、逆に、いま米軍
政府が行なつておる管制業務は、どういうことか
というのを答えてください。

○寺井政府委員 まず、米軍が行なつております
のは、航空路の管制業務、これを行なつておりま
す。それから、航空路から空港の管制に移ります
中間に進入管制というのがございまして、これは
那覇空港、普天間、嘉手納の三空港を一括いたし
まして、米軍が進入管制業務を行なつております。
○加藤(陽)委員 そうしますと、航空路管制と進
入管制をやつておる。これは、沖縄空域について、
日本がやつておるのは、空港自体の管制だけだと、
こういうことですか。それでいいのですか。

○寺井政府委員 さうでございます。飛行場の、
空港の管制業務です。

○加藤(陽)委員 そうしますと、今度、四十七年
五月十五日の日米合同委員会における合意によつ
て、本年五月十五日からおそくない時期に、日本

国政府がこれを行なうことになっている、こう
なつていますね。そうすると、沖縄の空域の航空
路管制と進入管制を引き継ぐ、こういうふうな解
釈していいわけですね。違つたら、言つてくださ
い。

○寺井政府委員 ただいまの御指摘の中で、米軍
が使つております嘉手納、普天間の進入管制とい
うものは除かれますから、その意味では、進入管
制の部分を除かれます。ですから、航空路の管制
を引き継ぎます。あと那覇の飛行場の管制は、現
在やつておりますが、ちよつとその間に入りま
す。進入管制の部分、当方の準備ができるまで、つ
まり五月十五日には間に合いませんので、これは、
将来に少し延ばされるわけでありまして、

○加藤(陽)委員 わかりました。

そうしますと、私、ぜひお聞きしたいと思ひ
は、ことしの一月の二十六日の日本経済新聞、同
日の朝日新聞に「管制空白の恐れ」があるとい
うこと、両方とも、相当大きな記事を書いてお
けです。国民の大多数は、これを読んで心配して
おられるのじゃないかと思ひますので、この点に
ついて、若干詳しくお尋ねをしたいと思ひます。

日本経済新聞の記事によりますと、いま米軍が
航空交通管制をやつておる、ところが、その航空
交通管制を米軍から引き継ぐのに、「運輸省では、
期限切れ後の対策見通しが立たず頭を痛めてい
る。協定がなければ管制情報の交換ができず、安
全運航は確保できない」、こういうふうな書いて
あるのです。現在の、米軍が台北の政府と結んで
おる合意は、これは引き継ぎの時点で効力を失
う。また、こうなると、国際航空路のみならず、沖縄・
那覇と与那国島を結ぶ南西航空のローカル定期便
の運航に支障が出るのが予想されている」、こ
れは日本経済新聞の記事なんです。

朝日新聞のほうは、この沖縄の「空域と隣接す
る台湾のFIR」、飛行情報区ですね、「FIRに
ついて台湾と航空交通管制の協定書を結ぶ必要が
あるが、日中航空協定交渉に関連する日台路線の
取り扱いで、台湾側が硬化すると、この協定の締

結もむずかしい」、そこで、いま運輸省は、この問
題で外務省を通じて台湾に打診をしておる、こ
ういふ記事が朝日新聞に出ておるのですが、この辺
のところを、ひとつ詳しく御説明願ひたいと思
ひます。

〔中山(正)委員長代理退席、委員長着席〕

○寺井政府委員 沖縄FIRとわれわれ通常申し
ておりますが、飛行情報区と台北のFIRとの間
に、現在、米軍との間の業務の協約と申しますか、
航空機の受け渡しに関する技術的な取りきめが存
在しております。これを、日本側が五月十五日
に受け継ぎますと効力を失うということござい
ますが、確かに、日本側がこのFIRを運用いた
すようになりますと、台北FIRとの間に、そ
ういふ技術的な取りきめをしておく必要がござい
ます。

そこで、この技術的な取りきめでございまして、
新聞に日中航空協定に関連いたしまして云々とい
うことがございまして、このFIR間の円滑な航
空機の受け渡しが行なわれませんと、日本の航空
機のみならず、台湾FIRあるいは沖縄FIRを
通過する各国の航空機すべてが支障を来すおそ
れがございまして。

したがしまして、これは純技術的な取りきめで
ございまして、当方といたしましては、台湾側
も、本取りきめの締結については、理解ある態度
を示すものというふうな期待いたしております。

ちよつと先生が触れられました、打診中である
云々と申しますのは、おそらく当方から、そ
ういふ技術的な取りきめをする必要があるとい
うことで申し入れ、過去に非公式な打診をした経緯が
ございまして、そのことをいつておるかと思ひま
すけれども、現在のところ、台湾側から正式な意
思表示というものは、全然まだ参つておりませ
ん。

したがしまして、この五月十五日までに、何
らかの取りきめを、われわれとして進めなければ
ならないというふうな考えておまして、現在、そ
の準備をいたしておる、こういう状態になつて
おります。

○加藤(陽)委員 いま、台湾との間に、民間航空協定を結ぼうという話を進めておる、これは、これでいいと思うのですが、FIRの協定というものは、民間協定というわけにいかぬのじゃないですか。どうなるのでしょうか。政府と政府との間の協定になるのじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○寺井政府委員 この取りきめの性格については、外務省とも打ち合わせた上で御返答申し上げたほうがよろしいかと存じますが、私どもの考え方としては、これは管制業務を営む機関の長同士の技術的な取りきめであって、政府間の取りきめというふうには必ずしも考えなくてもよろしいのではないかと考えております。

○加藤(陽)委員 そういふふうな政府間の取りきめでない交渉も、協定も、いろいろたくさんあります。ありますが、いずれも、やはり政府の機関同士の協定になるわけですよ。これは外務省いかがですか。この点について、どういふふうに思われますか。

○中江説明員 ただいまの点は、航空局長がいま御答弁しましたように、いずれにしろ、国際航空業務上重要な地位に関する問題でございますので、何らかの取りきめが必要であるということとは、台湾の当局も理解するであろうという予測がまずございます。

その上で、それでは、どういふ取りきめが結ばれるかという点は、これは実際に取りきめの交渉が始まってみないと、最終的にはわかりませんけれども、外務省の考え方としては、日中国交正常化前に、中国大陸との間で気象その他についていろいろ打ち合わせをする、あるいはそういうアレレンジをするということ、これは国交のあるなしと関係なくできることであるという基本的な考え方をしておりますので、今回の場合は、日中国交正常化後、台湾の当局との間に、いわゆる外交経路を通ずる接触なり、政府と政府の間の、国家間の取りきめというものは、残念ながら結ばれませんけれども、こういった種類のものについて、

当事者同士の間でアレレンジをする、そして、その結果、何らかの取りきめができるということは妨げない、こういう考え方でございます。

○加藤(陽)委員 いま、日中国交正常化以前に、中国大陸の気象等について、北京政府との協定ができておったという御答弁でしたが、それは、どういふ形式でやったのですか。

○中江説明員 私の答弁が、あるいは誤解を招いたのかも知れませんが、日本政府の考え方としては、そういったたぐいの協定をかりに結んでも、そのこと自身は、国家の承認とか政府の承認とは関係なくできる技術的な取りきめであるという認識であつたということ、具体的に協定があつたかどうかという点とは違つて、日本政府の、特に外務省の一般的な考え方として、そういった技術的なものについて、関係当局間で取りきめができて、そのことは、いわゆる国家の承認とか政府の承認を伴うような政府間協定というふうには認識する必要はない、こういうことでございませう。

○加藤(陽)委員 先ほどの航空局長の御答弁では、一回台湾のほうへ打診したことがあるようなことをおっしゃってございましたけれども、これは、お答えできなければいけませんけれども、外務省は、そのことを知つていらつしやるのですか。また、もし、こういう協定を結ぼうとする場合に、どういふふうな経路で台北政府と話ができるのでしょうか。国民みんなふしぎに思つておる。ちょっと御説明願ひたいと思ふ。

○中江説明員 本件について何らかの取りきめが必要である、その必要性については、運輸省のほうからも、いろいろ御説明を受けておりますし、外務省としても、その必要性を認めておりました。五月十五日までに円満に話し合いがつくことを期待しておるわけですが、じゃ、さて、どうしてやるかという点につきますと、先ほど申し上げましたように、外交ルートを通じての話ができない相手でございますけれども、日中国交正常化後の実務関係その他のために、日本側には、交流協会という

もの、台湾のほうでは、亜東関係協会というものをつくりまして、政府間交渉に至らない話し合いというものは、このルートで話し合いをし、また、そこを通じて相手の意向を打診するということが可能かと、こういうふうには思つております。

○加藤(陽)委員 そうしますと、交流協会と亜東協会が話をつける、これが民間の航空協定だつたら、その話し合いの上に乗つて、すぐに約束ができて、私は思ふんですが、いやしくも、これは政府機関でしょう。向こうだつて政府機関だと思ふんです。そういう例があるでしょうか。その辺が、私、ちょっとわからない。

○中江説明員 日本と現在の台湾との関係というのは、ちょっと国際社会で例があるかといわれますと、現状自身が、例のない、非常に特異な関係になつておりますので、この関係、交流協会と亜東関係協会との話し合い、それを通じての打診の結果、どういふ形にこれが落ちつくかということについては、先例その他にこだわらないで、実際的に目的が達せられる方法を探索したいということ以上には、いまのところ、こういう先例があつて、それにのつとめるのだというわけには、ちょっとまいたらないのが実情だと思ひます。

○加藤(陽)委員 ほんとういへば、この点は、法案の審議に関連してはつきりさしていただきたいのですが、法律が通つた、五月十五日に航空交通の管制権がこつちへ返つてくる、その間の航空の安全には支障ないのだという確信を国民は得たいと思ふんです。

ただ、朝日新聞を読んでおりましたら、こういうことが書いてある。「民間航空機の安全航行をはかるために、国連の専門機関である国際民間航空機関(ICA O)は、世界の空に飛行情報区(FIR)の網を設けてゐる。」「そうすると、これは、あるいはICA O自体で、FIRの協定ができるのかなというふうな気もするのですが、そういうことは望み得ないのですか。

○寺井政府委員 ICA OでFIRという——こ

ういう飛行情報区の制度と申しますのは、ICA O加盟国の間で実施されておるわけでございませう。それで、非常に不幸なことに、中華民国政府、つまり台湾が、ICA Oから実は脱退しておるという状態になつておまして、現在、ICA Oの組織を使つてどうこうするといふわけにはまいらない状態になつております。

ただ、台湾が脱退するに際しまして、ICA O方式によるこういう航空機に対するサービスは続けますというのを声明いたしておまして、そのとおり現在実施されておる、こういう事態になつております。

○加藤(陽)委員 これは、政府のほうでは、責任をもつて五月十五日までの間にFIRの協定が——台北のFIR、沖縄のFIR、マニラのFIR、グアム、FIR、大邱のFIR、全部接続しているわけですね。これは責任をもつてやれるというところでお出しになつたと思うのですが、間違いないでしょうか。

○寺井政府委員 それは、間違ひなく実施いたしました。航空交通に支障がございませうので、何らかの形でこの技術的な取りきめ——取りきめまでまいりませんでも、技術的に差しつかえのないという状態は、政府の責任においてつくらなければならぬ、こういうふうには考えております。

○加藤(陽)委員 私は、ひとつそれを信用して、なかなかむづかしい問題があるようですけれども、政府のほうで、責任をもつてFIRの協定はお結びになるんだということで、一応この問題は打ち切つておきたいと思ひます。

その次に、航空事故の問題。これも一月の十六日の日本経済新聞ですが、これを見ますと、東北の戸井ポイントで管制官の怠慢によつてニアミスが発生した、こういう記事が載つてゐるんですね。今度また、沖縄にこういう航空管制部をおつくりになるわけですが、管制官はだいいじょうぶなんですか。管制官の確保、人員なり素質は、だいいじょうぶなんですか。また、戸井ポイントのニアミスは、管制官の怠慢だといふふうな新聞に書いてありますが、この事実はどうなんですか。

○寺井政府委員 まず、管制官がだいたいようぶかという点につきましては、沖縄の管制部の設置に關連いたしまして、所要の定員の増をお願いしております。一応、量的にはまかなえるというふうに考えております。

なお、管制官の質の問題につきましては、航空保安大学校等において養成をいたしますと同時に、再研修というような制度も取り入れてやってまいりますので、質的な維持ということもはかれるというふうに考えております。

第二点の戸井ポイントの件につきましては、これは同じ高度を指示して、それを修正いたしましたのですが、その時間的な余裕がございまして、事実上ああいうニアミスが発生しております。したがって、この管制官の職務体制、訓練体制等について必要な指示をいたしまして、今後、こういう事態が発生しないような手配をとりあえず行なっております。

○加藤(陽)委員 新聞を見ますと、当時、戸井ポイントの付近には、飛行機は二機しかなかったと書いてある。二機の飛行機を管制するのには、ニアミスを起こすような管制官というのは、情けないのですが、これは、ほんとうに経験のある人だったのですか、未熟な人だったのですか、間違いを起こした管制官は。

○寺井政府委員 この間の事情を、やや詳しく御説明申し上げますと、まず函館を出発して、東京へ向かう航空機がございました。通常、函館を出て、この戸井ポイントを通じて、東京へ上っていくルートを使います航空機は、YS等の飛行機でございまして、比較的低高度を飛ぶ飛行機でございまして、

それで、たまたまこのニアミスの発生しましたときの全日空の航空機は、ジェットでございまして、ただ、故障があったために、ジェットの高度まで上がれないということで、比較的低い高度を希望して、その高度で飛んでおった。片方、東京からこの戸井ポイントを通じて千歳に参りますルート、これは常時ジェットが使っております、

次第に千歳に向かって高度を下げていく中途に戸井ポイントがある。出発機に対して、この高度を指示しまして、管制席におりました管制官が、ほかに電話がかかってまいりまして、その電話をとっている間、別の管制官が、これを見ておったわけでございますが、そのときに、戸井ポイントで同じ高度になるということを、頭のどこかにあったのだと思いますが、はつきり思い出せずに、全日空に対して、その高度まで下がってよろしいという指示をした。この指示がおかしいということに気がついて、訂正をしたところが、すでにおそかったというのが事態でございまして、御指摘のように、比較的練度の低い管制官がやっております関係上、その点のチームワークに非常に問題があったというふうなわれわれは反省いたしております。この点の改善策を至急指示をいたしました。たとえば戸井ポイントというところに、一つのストリップを置くというふうなことで、一つ、そういう錯誤が起らないような手当てを直ちに実施いたしております。

○加藤(陽)委員 私も、今度、沖縄の航空交通管制制がここに返ることは大賛成なんです。管制官の能力がどうだろうかという心配が、心の底から消えないわけでございます。十分な御配慮をなさっていることは思いますけれども、なお、より以上の管制官の養成、訓練、勤務については御配慮願いたいと思うのです。

それから、いま第二次航空管制近代化五カ年計画ですか、これをやっていらっしゃるのですが、この第二次航空管制近代化五カ年計画の中には、いまのようなニアミスを防ぐような点については、どういふプログラムがあるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思う。

○寺井政府委員 ただいま御指摘のニアミス防止に關連いたしましては、二つの面から問題がある。対策を考えなければいけないと考えております。つまり人の面と施設の面と両方ございまして、これらを両方総合いたしました対策として、第二次航空整備五カ年計画を実施中でございますが、

まず人の面につきましては、四十九年度に開校を予定いたしております航空保安大学校の仙台分校において、研修等を行ないまして、管制官の技能の維持、向上をはかると同時に、航空交通量の量にに応じた管制官の適正な配置及びダブルチェック方式、ただいまの戸井ポイントのようなケースが起りますもの、ダブルチェック方式が不完全であったということでございまして、こうしたダブルチェック方式を採用することにしたしております。

それから、施設の面につきましては、まず、全国に八カ所の航空路監視レーダーを整備いたしました。いわゆる目で見る管制、つまりレーダーによる管制方式を採用していく、このほかに、電算機を利用いたしました航空路管制システムというものを整備していきたいというふうに考えております。これによりまして、目で見て管制ができませんので、管制官の記憶のロードを軽減することができ、また同時に、管制という航空交通の整理、安全間隔あるいは運航順位などを判断することに専念することができるようになるだろうというふうなことでございまして、当面、この全国八カ所の航空路監視レーダーの整備と、それに伴います処理システムというものの完成を、この航空整備五カ年計画の中で実施いたしております。

○加藤(陽)委員 これは、ぜひやっていただきたいのですが、八カ所の航空路監視レーダーとおっしゃいましたが、このうちで、四十九年度にはどれだけできるんですか。また、航空路監視レーダーの処理システムが、四十九年度予算では、どこまでできるか、どういふふうになるかということをお聞きしたい。

○寺井政府委員 現在、八カ所のうち、箱根、山田、それから九州の三郡山がございまして、近く沖縄の八重岳が完成いたします。このほか、四十九年度には、東北と近畿、この二カ所が完成いたしました。北海道と南九州の二基が五十年に入ります。こういふ一応の見込みになっております。

○加藤(陽)委員 航空路監視レーダーの、いま御処理システムとおっしゃいましたが、よく私はわからぬけれども、これは近畿とどこでしたか。

○寺井政府委員 東北と近畿の二カ所でございます。

○加藤(陽)委員 東北と近畿には、その処理システムも四十九年度には全部できるわけですね。

○寺井政府委員 処理システム、これを、ちょっと簡単に御説明いたしますけれども、まずレーダーで飛行機をとらえて、これをレーダーディスプレイで映す場合に、飛行機がナンバーをいまして、高度、方向、スピード等が表示できるようなことを考えております。これがレーダーのほうから入ってまいります映像と、それから飛行計画と申しまして、飛行機が出発する前に所定の高度、時間等を飛行計画として出します。これを電算機に入れます。予定の位置を、電算機が計算して出しておく。実際に飛行機が出発いたしますと、これを修正いたしまして、その映像と飛行方式の情報とが組み合わさります。数字となつて映像に出てくる、こういうことでございまして、各飛行場からとりましますフライトプランと、それから現実にはレーダーでとらえます飛行機との組み合わせが必要になってまいります。

そこで、ただいま御指摘の、全部それが出てくるのかということでございますが、これは実は、四十九年度では、すぐには出てまいりませんで、全部のレーダーが完成いたしました時点で全部が一括に動く、こういうことになっております。

○加藤(陽)委員 いまの処理システムは、私、非常にけっこうだと思っております。そういうものが、一日も早くできることを希望するのですが、これが八カ所の航空路監視レーダーができる時点でないとできないんですか。全部が完成しなければ、こういうシステムはできないんですか。

○寺井政府委員 実は、これは、もう一つ要因がございまして、そういうレーダーと電算機の両方の面がございまして、現在あります管理保安部が大型電算機を入れますのに非常に手狭でございまして、たとえば東京の管制部というものをもう少し

し拡張しなければならぬ、ところが、現在そういう余地がございませんので、これを移転することを考えております。したがって、移転先で新しい庁舎ができ、新しい電算機を入れるというふうな入れものの工事もございまして、これらが一貫して全部完成しなければ、ただいま申し上げましたように動かないわけでございます。

したがって、このレーダーの完成の時期に、こうしたほかの仕組みを合わせまして、総合的な計画でやっておりますので、レーダーが先にできても、こちらのほうの電算機の関係がうまくフォローアップできないというふうな問題がございまして、ただいま申し上げたように、多少おくれる。理論的には、もちろんその一つのレーダーと飛行場のそういうフライトプランを組み合わせることは、可能でございすけれども、それをやりますと、手戻りになりますので、段階を追ってそういう整備のしかたを実施しておるということでございます。

○加藤(陽)委員 わかりました。そういうふうなことがあっておくれるのならしかたがないと思うのです。

次に、これも、この間新聞に出ておったのですが、千歳の空路が、ソ連からの電波の関係でどうも西にぶれるということが、どの新聞だったか、出ておりましたが、こういう事実があるのですか。また、どうしてこういうことがわかったのか、また、これに対する対策は、どういうふうにお考えになっておるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○中曾政府委員 お答えいたします。

この件に関しましては、私どものほうで、一月二十四日、それから二月十二日以降数日にわたりまして、いわゆる飛行検査と申しまして、飛行機を飛ばしまして検査をする方式がありますが、この特別飛行検査を実施いたしておりましたところ、二月の十四日に至りまして、千歳のNDBの周波数に對しまして、これは二百二十キロサイクルでございますけれども、西北のほうから出てお

ります外国の放送周波数が混信しておるという状況が認められたわけでございます。

そこで、直ちに私どももいたしましては、電波監理局に通報いたしますと同時に、この旨を、NOTAMと申しまして航空情報でございすが、NOTAMによりまして、運航関係者に周知徹底いたしまして、注意を促しておるというふうな手を打っております。

一方、日本航空、全日空、東亜国内の定期三社に對しましては、実は、この千歳NDBのほかに、あの近辺に、無線標識といたしまして函館VOR・DMEというのと、それから千歳のNDBのちよつと北のほうに、防衛庁が設置しております熊NDBという無線標識がございすけれども、これらを併用いたしまして、正確に航空路上を飛行するようにというふうに指示いたしますと同時に、航空交通管制機関との連絡を密にいたしまして、航空路から逸脱をせぬように、すみやかに乗員に對して周知徹底をはかるように指示しております。

なお、私どももいたしましては、引き続きまして、その原因の具体的な究明と、そして根本的な対策につきまして、主として電波監理局でございすけれども、相談をしながらやっておりますのが現状でございす。

○加藤(陽)委員 これは、千歳のここの周波数を変えようというわけにいかないのですか。

○中曾政府委員 ただいま申しました根本的対策と申しますのは、二つ考えられます。一つは、先生がおっしゃいましたような周波数を変換するということ、もう一つは、これは真相を究明しなければわかりませんけれども、たぶんソ連のほうから来ておるだらうというふうな推測がなされるわけでございますが、それがはっきりとした場合合には、そちらのほうの電波を何らかの形でとめるなり、あるいは強さを弱くしていただくなり、そういうふうなことが考えられると思ひますけれども、こういった問題につきましては、郵政省とよく相談してやっておりますと思ひます。

○加藤(陽)委員 その問題は、よくわかりました。これは、ちよつと法案との関係がないかもわからぬけれども、この際、お伺いしておきたいのですが、二月の九日に、日本航空の機長の会長さんが声明書を出されたのが、各新聞に載っております。これは田中内閣総理大臣に対する抗議の声明ですね。今般のシンガポール石油タンク襲撃事件及び武装ゲリラによるクウェート日本大使館占拠事件に関連して、日本航空機長の乗務を前提とした航空機の提供による解決策について、非常な不満を表明しておられるわけです。これを読んでも、もつともだと思つたのです。政府は明確な生命の安全についての保障、事件解決の具体的な見通し、及び潜在する数多くの危険に対する方策がないまま、多数の民間航空従事者を、武装したゲリラの銃口の脅威のもとに曝したことは、まことに遺憾にたえない。これが最高の決定は、大臣や総理大臣がおやりになったのでしようが、一体、日本航空に、こういう飛行機の提供を要請をするという例は、いまだでありましたか。

○寺井政府委員 先般のような形で、日本航空に運航を要請した前例はございせん。

○加藤(陽)委員 そうすると、日本航空は聞かないこともできるわけで、かりに聞いたとしても、こういうふうなものについて、日本航空は機長に對して業務命令は出せるでしようか。

○寺井政府委員 先生御指摘のように、これは政府がお願いをし、要請をしたケースでございまして、当然、日本航空としては、断わることは可能でございまして、また同時に、日本航空といたしまして、パイロットに對して、こういう飛行機を飛ばせろという、おそろく命令もできない立場であつたらうと思ひます。

○加藤(陽)委員 あれば、幸いにして、無事に帰れましたから、私もうれいのですが、もしかりに、事故があつた場合の、機長に對する補償とか会社に對する補償というものは、一体どういふうにお考えになっておりましたか。

○増岡政府委員 ただいま加藤先生の御指摘のと

おり、政府といたしましては、命令プラス法律上の権限がないままに要請をいたしまして、飛んでいただいたわけでございす。したがって、今回につきましては、もしかりに、万一の損害があつた場合についてのお話し合いをする時間的余裕がなく、実施されたわけでございす。

今後は、このようなことのないように期待いたしておるわけでございすけれども、もし万一、同様のことが行なわれた場合には、私は、まず政府が責任を持つべきであると思ひます。もちろん犯罪の態様といひますか、犯人と被害者との関係、いろいろの問題が考えられますけれども、そのようなことを考えてみましても、まず第一に、人命尊重ということから、お願いをする場合には、政府が第一義的に全責任を負うということではなれないと思ひます。

○加藤(陽)委員 もちろん、そうでしょうけれども、人命尊重は、人質になつた方々の人命も尊重さるべきですが、同時に、日本航空の飛行機に乗つた乗員の方々の人命も尊重しなければいけない、こう私は思ふのです。この声明を讀んで、非常に深く考えさせられましたので、お伺いしたわけですが、ただ、ほんとうに、もしかりに、乗員に死傷事故でも起こつたら、政府は、一体どうしようとしたのでしうか。その点がどうもわからぬ。何でもやります、全責任を負いますということだけで飛び立って行つてくださったのですけれども、いつもいつもこういうことは考えられぬと思ふのです。

こういう事故が起こらぬことが第一ですけれども、今度の政府のおやりになつた措置に對して、若干、国民の中には、あれでいいのだらうかというふうな批判の声がたしかあつたと思ひます。これは、これで終えます。

その次に、また法案のほうに返りまして、今度の提案理由の中に、海員学校を設立することについて、最近の内航海運における海員の不足の状況にかんがみ、波方海員学校を設置し、生徒数八十名を百六十名に倍増したい、こういうふうにおつ

しゃっておるわけですね。

現在の内航海運における海員の不足の状況はどうなっておるか、また、百六十名になさった根拠は、どういふことだったのか、あわせて御答弁願いたいと思います。

○内村(信)政府委員 ただいまの御質問でございませうけれども、内航について御説明申し上げます前に、まず、船員全般はどういふことを一応御説明申し上げます。

現在、昭和四十七年十月のデータでございませうが、船員法の適用を受けます船員は、約二十八万名でございます。その内訳は、海運業で十三万六千名、それから漁業関係で十二万五千名、そのほかに官庁船等がございませうが、そういったものを含めると、その他船舶が一万九千名となっております。なお、外航、内航というものを、海運業の中で区別いたしますと、外航が約四万六千名、内航が約九万名というのが、船員法適用船員の現状でございます。

それから次に、その需給関係といった問題でございませうけれども、外航におきましては、四十八年度当初、若干余裕が見込まれたわけでございませうが、その後は必ずしも余剰の発生は見えていない。それから内航については、輸送事情が、やや回復基調になりまして、新造船も再開されるために、労働力はやや不足傾向になっております。それから水産業については、これは労働力不足の傾向がございませう。ただ、省力機器の導入等によりまして、漁業形態の合理化とかあるいは船型の大形化とかいったものによりまして、全体として労働力は安定を保っておりますが、若年労働力の不足ということが言えるかと思ひます。

そこで、内航の問題でございませうけれども、実は、内航、外航というものが、そのときの市況によつて非常に左右されるわけでございませう。外航のほうが基調が強くなつてまいりますと、内航から外航に出ていく、外航が弱くなつてまいりますと、外航から内航に流れていくというふうなことが現実にあるわけでございまして、端的に、どれ

くらい不足しているというふうなことは申し上げかねますが、ただ、申し上げられますことは、そういう中では、いわゆる内航船というものの、最近だんだん近代化してまいりまして、そういう意味で、内航船の近代化に対応します知識、経験を持った人間の不足、いわゆる基幹職員と申しますか、そういうものの不足が特に言えるのではないかと、いふふうに考えております。

○加藤(陽)委員 内航海員が不足だという点についての御説明が、どうも十分でなかつたように思ふのですが、この間「内航船舶の海難発生状況」という表をいただいたのですけれども、これを見てみますと、一番多いのが船の「乗揚げ」と書いてありますから、陸か何かに乗り上げるんでしょね。その次に多いのが、水が入る「浸水」ですね。その次に「衝突」。四十七年度で「乗揚げ」が三百四十三件、浸水が二百三十六件、衝突が二百十五件というふうに記録してある。これは、やはり幹部船員というものが、数も足りないし、素質も十分じゃないのじゃないかというふうなことを考えるわけですね。

今度の波方の海員学校は、どういふふうな資格の、どういふふうな学生を養成しようとしておられるのでしょうか。

○内村(信)政府委員 確かに、先生御指摘のように、最近の四十五、四十六、四十七年の内航船舶の海難発生状況を見ましても、乗り上げとかあるいは機関故障とか衝突とか浸水とかいふものが、やはり事故原因として多いようでございます。こういうふうなものは、やはり何とかいたしまして、乗り組み員の運航技術と申しますか、そういうものが影響するといふふうに考えられます。

したがいまして、内航海員でございませうけれども、先ほど申し上げましたように、内航海運業におきましては、新規の卒業者というものがきわめて少ない、その大半は、既存の船員を雇うとかあるいは外航とか漁船とか、そういうふうなところから流れてくる既成船員を採用するとかいふふうなことでございまして、基幹的な者が質的に足り

ないというのは、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

したがいまして、波方の海員学校でございませうが、この波方の海員学校と申しますのは、これは内航の職員の養成を基本的に考えておるものでございませう。従来とも、これは栗島に、海員学校がございまして、その分校といたしまして、内航の職員の養成を専門に、目的にいたしまして分校がございまして、これが八十名定員でございまして、ただ、これだけではいま申し上げたような内航海運の基幹船員と申しますか、そういう者の養成は不足でございませう。

そういう意味で、ちょっと話がずれますが、いままで全国で十二の海員学校でございまして、けれども、その中で、内航海員を養成を主体にしているのが、いま申し上げました栗島の分校の八十名だけでございまして、したがって、これを、そういう意味からもっと強化するという必要がございまして、そのために、その分校を、さらに強化いたしまして、幸いにいたしまして、施設あるいは人員等の予算も従来からでございまして、来年度は開校の運びに至ります。

〔委員長退席、野呂委員長代理着席〕
そこで、波方で定員を倍増いたしまして、百六十名という数にして、この内航の基幹船員の養成をはかつてまいりたいというのが趣旨でございませう。

○加藤(陽)委員 そうすると、海員の不足の状況について、大略の話を伺いましたが、百六十名で、あなたの方の考えていらっしゃる幹部海員といふものが、職員といふんですか、これの充足が十分できるといふ意味ではなしに、施設や何かの関係で百六十名くらいにしておかなければいけない、これ以上は、急にふやせないといふことなんですとかどうか、そこだけ最後に伺いたいと思ひます。

○内村(信)政府委員 教育課長の方から御答弁申し上げます。

○村上説明員 お答えいたします。

わずか百六十名では、内航海運の全部につきまして、どれだけの充足ができるかといふことでございませうけれども、実際には内航職員の充足とい

うものは、外航海運の海員の中から、いろいろな講習とかあるいは海技大学の講習を受けて、そこで勉強いぢまして、それで一定の海技従事者免許をとるといふふうな人たちがたくさん入つてきております。

そういう人々と、それからもう一つは、先ほど官房長が説明いたしましたように、外航海運のほうから内航海運へ流入してくる、あるいは漁業の乗り組み員の方から入ってくるというふうなものによつて構成されておまして、そういう経験を主体とした職員によりましてやるのでは、やはり船舶の近代化に直ちに対応できるというふうにはまいらないでございませう。それで、この場合、百六十名に波方の定員を倍増いたしまして、そうして質のいい船員を再補充してまいりたい。これが毎年出てまいりますと、全体的に少しづつ質が上がつていくという、そこにねらいがございませう。

○加藤(陽)委員 質問を終わります。

○野呂委員長代理 委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

ただいま本委員会において審議中の運輸省設置法の一部を改正する法律案について審議の参考にするため、委員を派遣いたしたいと存じます。つきましては、議長に対し、委員派遣の申請をいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○野呂委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

なお、派遣地、派遣の日時、派遣委員の人数等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野呂委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。
次回は、明二十二日金曜日、午後三時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十五分散会